

て必要な規定を設けることとしております。

第二は、同一の設置者が設置する中学校と高等学校における中高一貫教育についてであります。地方公共団体等が中学校及び高等学校を併設し、これらの学校の間のより緊密な連携を図り、中等教育学校に準じて一貫した教育を施すことができるものとしております。

第三は、中高一貫教育に係る行財政措置についてであります。公立の中等教育学校に関する教職員定数の算定、教職員給与費及び施設費等に係る国庫負担については、現行の中学校及び高等学校と同様の措置を講ずることとするともに、中高一貫教育を実施する公立中学校に係る教職員給与費及び施設費について新たに国庫負担の措置を講ずることとしております。

第四は、専修学校の専門課程修了者の大学への編入学等についてであります。専修学校の専門課程で文部大臣の定める基準を満たすものを修了した者は大学に編入学できることとするともに、大学の学生以外の者で大学の単位を修得した者が当該大学に入学する場合に、相当期間を修業年限に通算できることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いをいたします。

○高橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○高橋委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。渡辺博道君。

○渡辺博道委員 おはようございます。自由民主党の渡辺博道でございます。

本案の質問に入る前に、本日、新聞やテレビで報道がありましたインドネシアの状況、大変厳しい状況にあるということの報道でありました。ま

た、日本人学校の生徒が拘束されている、帰れなかったというような報道でありましたが、この迎の状況についておわかりになりましたらまず大臣から御報告をいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○町村国務大臣 今渡辺委員御指摘のとおり、ジャカルタあるいはインドネシアの状況、大変緊迫をされているというふう聞いております。けさの閣議でも、外務大臣から、その状況の一端について御報告があったところでございます。

さて、このジャカルタにございます日本人学校でございますが、現在、幼稚園部が百二十八名、小学部七百二十二名、中学部二百九十一名、小中学部合わせまして千十三名というかなり大規模な学校でございます。昭和四十四年に設立されました。現在、派遣教員数四十二名、現地採用教員数十五名という状況でございます。このほか、バンドンとスラバヤに各日本人学校がございますが、これらの地域は今のところ安定した状況だということでございますが、十五日は臨時休校としたようでございます。

このジャカルタの日本人学校でございますが、昨日、帰ろうと思つたところ、なかなか下校のルートが難しいでありますとか、暴動がまだ続いているといったような状況を踏まえて、一部の生徒を学校に泊まらせるということにしたようでございます。正確なところはあれでございますが、日本時間の昨夜十一時現在で、七百五十一名の児童生徒が宿泊をするという状況になったようでございます。その後、ばらばらと父兄が迎えに来たりして、抜けていったようであります。

日本時間の六時過ぎからバスが出発をいたしまして、スクールバスで帰宅するという形でございますが、一時間あるいは一時間半のうちには全員が無事に自宅に帰着いたという状況で、私もその報に接しましたがちょっと安心していうところでございますが、当然きょうは休校というところでございまして、その後、こうした子女を含めて、邦人の保護、安全に万全を期してい

きたいということで、きょうの午後、臨時の閣僚会議もあるようでございますけれども、いずれにいたしましても、この日本人学校の生徒、そしてそこに働く皆さん方が安全に過ごされますように、今後しっかりとした情報収集に当たりますとともに、適宜適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○渡辺(博)委員 ありがとうございます。アジアの一員として、やはりインドネシアの状況、大変気になるところでございます。子供たちの生命の安全を確保していくこと、これが本場に大事なことだと思つたので、適切な対応をよろしくお願い申し上げます。順次質問に入らせていただきます。

今回提出のありました学校教育法等の一部を改正する法律案、この内容についてであります。内容に入る前に、実は、大臣も大変お忙しい中、毎日政務に携わつていらっしゃるわけですから、今文部省の中で一つの方針としてあります。が、ゆとりある学校教育、そして生きる力をはぐくむ、こういったものを推進しているわけでありまして、大臣の仕事ぶりというのは、まさに忙しい中に、本當にゆとりがあるのかなという感じがしております。

そんな中でも、私は大臣ほど全然忙しくありません。ものですから、忙中閑ありで、実は先般、東京芸大奏楽堂のオーブニングコンサートに行つてまいりました。さらには、「ブライド 運命の瞬間」という副題がついておりますが、東京裁判の様子をテーマとした映画の試写会にも行つてまいりました。

まずは、東京芸大奏楽堂の内容であります。奏楽堂は大変素晴らしい状況でありまして、木の香りがまだまだぶんとにおうところであります。その中ですばらしいコンサートを聞かさせていただきました。やはり音楽というものは人の心を和ませるものだといつく実感させていたたいわけであります。我々国会議員というのは、まさに忙しい中で、とかくそういった心のゆとりと

いうものをなくしてしまうことがあると思つた。そうした中で、いっとき、心を休ませていただいたことに感謝を申し上げたいというふうに思つた。

さらには、この「ブライド」という映画であります。津川雅彦さんが主演でありますけれども、これは今日の二十三日に一般公開されますが、その前に議員の皆さん方への試写会ということで、その試写会に参加させていただいたわけでありまして。

この「ブライド」という映画、東京裁判がどのような形で進展していったかというような内容でありまして、東條英機を一つのテーマとして、人間の生きざまを描いた映画であります。この中では、当然のことながら、連合国の勝利者側の論理というものが貫かれておりまして、日本がやはり悪の象徴であるというような意味合いのものがこの中にうたわれております。そういった中で、裁判というもののが公平に、本當に公正にできたのだろうか、こういったものが一つのテーマとなっております。

その裁判の中で、唯一反対意見、反対の判事がインドの出身でありますパール判事でございます。パール判事は、この裁判の正当性について疑問を持つていて、日本が負けて、そしてこれから復活する新しい道を歩んでいく上においては全員が無罪であるという内容のコメントをしております。

インドにはこういったすばらしい判事がいたわけでありまして、今日、インドにおいては、先般、核実験の開始というふうなことで大変残念であります。本来インドという国は、もともとと人権を大事にした国であるのではないかと、私は、この「ブライド」という映画を見たときに、やはり戦後の日本は、まさにここが起点になるのではないかなというふうに思つております。

戦後教育の中で、自由や平等、こういったものが植えつけられて、教育の中にしっかりと根づ

ただ、法体系または教育行政の体系の中から見たときに、第一条において書いてある「学校」というのは、大学から幼稚園まで第一条に規定されておりますね。そして、専門学校、実際は「専修学校」というふうに書いてありますが、専修学校については八十二条の二ということで規定されております。

そもそもそれぞれの目的が違うということで章立てが違うのではないかとこのように思うわけでありますが、こういった、そもそも目的の違うところの学校から編入をするというときに、片や短大という、同じように位置づけられておる大学があります。これらはともに競合関係にある大学がふいに思うわけでありすけれども、今回の大学の編入に際して、短大側から何か御意見といったものがあつたかどうか、これをお聞かせいただきたいと思います。

○佐々木政府委員 大学審議会における専門学校卒業者の大学への編入学の審議に際してお尋ねの点を申し上げますと、平成七年九月の大学教育部会の審議報告に對しまして、日本私立短期大学協会から、短期大学と専門学校とは、現行の学校制度上、その目的、設置基準、設置者の範囲、許可可権者等の基本的な要件が異なっていることから、専門学校卒業者の大学への編入学については反対である旨の意見が出されたところでございます。

大学審議会においては、このような意見も踏まえながら、引き続き慎重に検討を行ったわけでございますが、学習ニーズの多様化への大学の適切な対応、学生の選択幅の拡大、専門学校における学習成果の適切な評価、学校教育制度におけるいわゆる袋小路の解消などの観点から、一定の専門学校卒業生に對して大学への編入学の道を開くことが適当であるというふうなことから、平成九年の九月に審議経過の概要を取りまとめたところでございます。

この点に對しまして、日本私立短期大学協会からは、専門学校卒業者の大学への編入学を認める場合には、その専門学校の教育課程と大学の教育課程の整合性の観点が必要である旨の意見が出されたところでございます。

大学審議会では、この意見を踏まえまして、専門学校に在籍した学科の分野や履修内容を考慮しつつ大学に編入学を認めていくことが適当であるというふうな考え方を新たに導入いたしました。

専門学校卒業者の大学への編入学の道を開くこととしたところでございまして、日本私立短期大学協会のおおむねの理解を得たというふうに考えておるところでございます。

○渡辺(博)委員 短期大学も専門学校も、大部分が私立の学校であります。したがって、お互いに競争関係にあるという中で、短大においては、自分の領域が狭まるのではないかとというような危惧もあろうかと聞いております。片や専門学校においては、新しく編入学ができるということになれば、新たな入学の大きな魅力的な要因になると思われ、新たな入学の大きな魅力的な要因になると思われ、両者の垣根というものがまさに低くなつてきたというふうに思うわけでありす。

本来、制度が違うものを取り込むということ自体が、文部省、よくここまで決断したというふうに思うわけでありす。とかく文部省の場合は、制度にしっかりと守られて、こういった道だつたらこれしかできないという形でいつてきたのが今までの文部省であつたかというふうに思ふわけでありす。今回の改正においては極めて弾力的な運用をしていくということで、大変大いなる決断をしたというふうに思つております。

そして今回、専門学校と短大との両者の関係を、やはり私はこれからそれぞれのすみ分けをしていく必要があるのではないかとこのように思うわけでありす。それは、それぞれやはり設置の目的があるわけですね。その設置の目的があるわけですから、その設置の目的に沿つた形の運営を必ずしていかなければならない。それがなくなつてしまふれば、その目的そのものもなくなつてしまふわけでありまして、まさに垣根が全くなくなるということになつてしまふ。

現実には、第一条の「学校」とあるのと、それ以外の学校であるというのとは厳然と法の中で区別されている、この部分は明らかにしておく必要があると思ふわけでありす。ただ、そこに通つてくる生徒にとつてみれば、学習意欲がある人間

の受け皿として新たに制度としてこういったものができるということに關しては、大変喜ばしいことだというふうに思ふ。制度としてできた以上は、各種学校、専門学校の皆さん方のさらなる努力をぜひとも期待するわけでありす。

それと同時に、短大の方は、もともと自分分の短大の魅力というものを考えていかなければならないというふうに思うわけでありす。文部省といつたにしても、この短大というものをどのようにこれから位置づけていくのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○町村国務大臣 今委員御指摘のように、短大と専門学校、専修学校の垣根が現実には低くなつてきているというのには御指摘のとおりだと思ひます。むしろ専門学校、専修学校の方が少し生徒数というのは伸びておりまして、短大が急激に減つてきているという状況であつたかと思ひます。そういう意味で、実態的にも競争関係があるというのにも御指摘のとおりかなと思つております。

私は、今委員御指摘のように、それぞれ設置目的がある、専門学校、専修学校はやはり一定の技術というものをしっかりと身につける、言うならば、すぐ社会に出て即戦力といったような面があるかと思ひます。ですから、むしろ、四年制の大学を出た後またそこに行く人さへある昨今でございます。

他方、短大は、短期間のうちに、二年間のうちに教養教育と実務的な教育を両方得るというのが短大で、それを四年間というのが四年制の大学ということだろふと思ひます。ただ、その辺の境目が、言葉ではそう言えても、実態がどうなのかなというところがあります。そこで今、一つは、大学審議会の場で、大学院も含めてありますが、それぞれの教育機関の本来期待される役割、果たすべき役割は何なのかということ議論していただいております。この夏には審議会の中間報告をいただくという予定にございす。

今、短大のことについてお触れになりました。

今まではどちらかというと特に女子の学生が多かつたわけでありす。私は、むしろこれから、例えば生涯学習ということ考えたときに、社会人とか高齢者の受け入れを促進するでありすとか、あるいは公開講座といったようなものを通じて地域社会とかかわりをもつと深めていくといったような新しい分野での取り組みというものもあるのではないかな。アメリカでいうと、例えばコミュニティカレッジというのがそれに近い存在、もちろん同じではございせんが、近い存在なのかなという感じもいたしております。

いづれにしても、カリキュラムを見直したり新しい学科をつくつたり、短大もやはり魅力を高めていくという努力をしていただきたいと期待をしております。また、そういう際には、文部省といつたにしても、私学の経費助成の中で、特に特色ある教育というのについては助成をしてきているわけでありまして、そうした方策を使いながら、一層短大の役割をしっかりと見定めながらその振興も図つてまいりたいと思つておるところでございます。

○渡辺(博)委員 短大につきましましては、今大臣にそのような形でお話していただいて、短大自身も努力して、本当に魅力ある短大づくりを目指していくことが大事だと思ふように思うわけでありす。今度新しく学校教育法が改正になることによつて、専修学校の大学への編入という新しい門戸が開かれました。

当然のことながら、専修学校、専門学校と短大といふのは、今言つたように、目的は違ふけれどもまさに競争の中に入つてきているわけでありす。その中で、やはり規制というものが短大の方から言われるわけでありまして、短大に数々の規制があるというふうなことも言われるわけでありす。

こういった具体的な内容については今回申し上げませんが、これからそういった垣根がだんだん低くなるのであれば、短大に課せられている規制ももう少し緩和してもらいたい、こんな意見も出

されているところでありますが、そういった意味においては、ぜひともこれからの審議の過程の中で十分に短大側の意向も採択していただいて、お互いに向かい合いに進んでいくように方向づけをしていただければ幸いです。

質疑時間が参りましたので、これで終わりにします。ありがとうございます。

○高橋委員長 次に、佐田玄一郎君。

○佐田委員 今回の学校教育法等の一部を改正する法律案について御質問をさせていただきます。

最近においては大変景気も低迷してまいりました。当初予算も、文教予算は随分と皆さん方に頑張っていただきました。そしてまた、今回の緊急経済対策の特別委員会でも今議論をしておるところでありますけれども、私は、確かに今、景気の回復を図っていく、そしてそのための予算を割いていかなければいけない、そういうことももちろん大事なことで、一番大事なことであるかと思えますけれども、もっと大事なことがあるのではないかと。それは、橋をかけた、道路をつくった、土地改良をしたり、そして商工業の振興を図る予算をつけてみたり、それ以外にもっと大事なものは、何と云っても人づくりではないかと、私はこういうふうに思っているわけでございます。

そういうことを考えますと、どんなに社会資本が整備されても、その中における人間がやはりしっかりしていなかったら二十一世紀の日本はないのではないかと、そういう意味におきましては、ぜひともこれからの大臣を中心に頑張ってくださいたい、私はかように思っております。

先ほど緊急性ということをお申し上げしましたけれども、文教政策の中で今一番大事なのは何か、こういうふうに関わられたときに、これは当然のことであるかと思えますけれども、やはり心の教育、そしてまた、それに伴うところのいろいろな犯罪に対する対処、こういうことが重要になってくるのではないかと私は思っております。

先般、ある書類を見ましたら、平成八年度において、公立小中高等学校及び特殊教育諸学校で発

生したいじめの件数は、前年度より減少はしたものの五万二千件、そして公立小中高等学校で発生した校内暴力の件数は、過去最多の一万件に及んでいる。これは大変ゆゆしいことだと思うのです。多少減っているからこれはよかった、とんでもない話なんです。

これは皆さん方も御案内のとおり、神戸の須磨区で起きた事件であるとか、また栃木県の黒磯市で起きた中学生による教師殺害事件、こういうことを考えますと、一つ一つの事件が非常に悪質になりつつある。我々はこのようにして短期的に、しっかりとこれを理解し、そして短期的にも長期的にも対策をしっかりと練っていくか、思っているのです。

そういうことを考えますと、今一番大事なのは何か、文教行政もしっかりと、今何をしなければいけないのか、総花的であつてははいけないのではないかと、私はこういうふうに思っているのです。例えばいろいろな局の中で、高等教育局であるとか生涯学習局であるとか、そういう局々が連携をとりながら、今緊急に何をしなければいけないのか、再発を防ぐためには何をしなければいけないのか、こういうことをしっかりと踏まえてやっていかなくてはならないと思っております。

私も実は政務次官をやらせていただいた中で、その中で神戸の事件が起きました。神戸にも行かせていただきました。そういう中において、この五十年のひずみといういろいろな制度的な疲労、こういうことを痛切に現場で感じていただきた。そして、それを機会に私も、もう一度、自分の地元も含めて学校等を視察もさせていただきました。

その中で、書類上だけではわからない非常に大事なことがある。例えば去年の予算の中には、定数改善の問題、チームティーチングの問題、一見すると、これは過剰な教師の量じゃないか、こういうふうには誤解はされますけれども、その中で、きめ細かい子供たちへの対応、私は、こういうこ

とはやはり非常に大事になってくるのではないかと思っているのです。

わけでも、チームティーチングの問題もありまして、スクールカウンセラー、当初は、スクールカウンセラーなんてそんなことをやってもしょうがないんじゃないかという意見がありました。しかしながら、私が神戸に行つて一番感じたのは、このスクールカウンセラーの効果の絶大さ、そして必要性、こういうことをつくづく感じました。であるからこそ、こういうふうなスクールカウンセラーであるとかチームティーチング、こういうことを皆さん方に理解していただき、なおのことこれが発展していくような方向でやっていかなくてはならないのではないかと、私はこういうふうに思っておりますけれども、その点につきまして大臣はどういう御見解がございますか。

○町村国務大臣 佐田委員、大変熱心に文教関係、教育に取り組んでいただいておりますことを感謝いたしております。

今、戦後の五十年のひずみという観点から、あるいは政務次官時代の、例の神戸の事件の御経験、さらには地元のチームティーチングでありますとかカウンセラーの話のいただきました。確かに、私も、当面できる緊急対応と、それから若干時間がかかるかもしれないけれども中長期的の対応と分けて、それぞれ、こうした事件が起きないように、そして、事件が起きないという消極的な面にとどまらず、積極的に、もっと豊かな心を持たなくまい児童生徒が育つにはどうしたらいいのだろうか、こういう観点で政策を展開し、教育改革を進めているわけでございます。

緊急対応ということで申し上げれば、今補正予算の御審議をお願いしているところでございますけれども、一定規模以上のすべての中学校に心の教室というものを置いて、少し間仕切りをしたり一定の整備をしまして、そこに心の教室の相談員を置く。御承知のように、スクールカウンセラー、平成九年度約千校、そして平成十年度は約

千五百校という形で拡大はしておりますが、専門の資格を要するという点で供給源が非常に限られております。

したがって、例えば中学校に全員配置といつても、そうした専門の方の養成が間に合いませんので、例えば、最近学校をやめになった先生でありますとか、あるいは地域の青少年団体の指導者でありますとか、そういう方々に常時学校にいていただいて、そして子供たちの相談に乗る、常時何でも話してもらおう。今、言うならば保健室登校といったような一つの形をとって養護教諭にみんなそれがいつ、一日に三十人も四十人も来て、養護教諭もとても対応できないという実情がありますので、とりあえず、これは二学期からでございますけれども、そうした方々を配置して、そしてすべての中学校に三年がかりで配置をして対応していくというようにすることを緊急対応として考えているところでございます。スクールカウンセラーの養成というものもこれから系統的にやっていかなければならない課題だろうと思っております。

こうした緊急対応にあわせて、若干時間はかかって、子供たちと先生方にも少しくゆとりを持ってもらおうということで、学校の週五日制といたしたようなものを一年早めて平成十四年度から完全に実施をし、それに合わせて指導要領等の改正も厳選してやるというようなことで、子供たちにゆとりを持ってもらう、豊かな心をはぐくむ、土曜日、日曜日はまさに親子の触れ合いの時間として活用してもらおう、そんなようなことで我が省の施策を進め、総力を挙げて今言いたいいろいろなひずみの問題に対処をしていかなければいけない、かように考えております。

○佐田委員 大臣、今のお言葉にありましたように、スクールカウンセラーをふやしたいという気持ちにはあるのですけれども、確かにこれは、たしか資格が、臨床心理士だとか大学の教授であるとか非常に限られておまして、そういうことを考えたときに、ぜひとも早く文部省の方にも、こう

いう資格が取れるような制度面の整備であるとか、そして、できるだけそういう方々が心置きなく学校で働けるような形に持っていくっていただきたい、私はかように思っております。

今回、教育改革の中で、教育改革プログラム、その前には当然中教審の中間報告、こういう文獻が出てきておられるわけでありすけれども、中を拝見させていただきますと、何か総花的なところがあるわけでありす。もちろん各局で、何としてでも、少しでも文教行政を発展させるために御苦労はにじみ出ているのでありますけれども、できるだけそういう調整をしながら、一つの大きな方向、国民の理解を得られるような方向をぜひとも総合的に考えていっていただきたい。その中で、お子さん方に対する教育について共通するものというものは、何といつても家庭と学校と地域の教育、私は、それはもう当然だと思っております。

私は前にも、財政構造改革のときに御質問させていただいたものでありますけれども、あのときは時間がありませんでした。そういう中で一番感じたのは、私、神戸に行ったときにも感じたのですけれども、教育委員会と学校との立場。

教育委員会の制度自体は、もう申すまでもなく、昭和二十三年から旧教育委員会法によるということなんですけれども、内容を見ますと、教育委員会の果たす役割というのは非常に多岐にわたっております。学級担任などの学校分掌の決定や教職員の服務監督などの人事管理であるとかカリキュラムの編成、実施、そして施設管理、児童生徒の在籍管理と、もうほとんどのことをやっておるわけでありす。

ちょっと違いがあるのではないかと思っております。もちろん政令指定都市であるとか町村の教育委員会とは規模的にも違うと思っておりますけれども。

本来でしたら、教育委員長が委員会の中で決定をされ、その下におります教育長が事務的な行為をされ、そして学校がそれにのっとって行っていく、学校においてはある程度の自主性を持つてやっていく、こういうことが述べられておられるわけでありすけれども、現実的には、教育委員長というものは、本当にどこかの会社の社長さんが兼任でやっておったり、全く今まで関係のなかった方が、例えば町村あたりへ行くと全く関係なかった方々がやっておって、事務的な教育長がもうほとんどの権限を握られておる。こういうことを考えてみると、この形骸化した制度について、これでもいいのかなと私は思っておりますけれども、大臣はどうお考えですか。

○町村国務大臣 先ほど教育改革全体について、いささか総花的ではないかという御指摘もありました。

確かに、各局各課の仕事、これからやりたいことを全部連ねて何十ページのものになっておりますのは、その中で、私も特に重点を主要事項というところで絞って、心の教育でありますとか、あるいは選択肢のある学校制度でありますとか、あるいは現場に自主性を持たせた学校制度であるいは二十一世紀を展望した研究の振興、四本柱という形で今展開をしてございまして、その辺はぜひ御理解を賜ればと思っております。

そういう中であって、今、教育委員会のあり方あるいは教育委員長の選任の仕方等々の御指摘がございまして。

私は今、学校を再び生き生きとしたものによみがえらせるためには、できる限り現場に近いところで物事が決まるようにしたい、こう思っております。学校現場にいろいろな決定権をお渡しすることができるといふことを中心として、今、地方教育行政のあり方ということ

中央教育審議会に諮問をしております、この夏にはまた答申をいただくことになっております。できるだけ学校現場が決定権を持つ、問題があったとき、相談があったとき、教育委員会がそれを強力にサポートする、一番最後に文部省がいて全体をサポートしていくという姿。もちろん国は国として、基本的な、指導要領といったようなスタンダードを示したりとか、あるいは学校制度の枠組みを決めるとか、あるいは人件費なり施設なりのそうした条件整備のための支援をするという、国の一定の役割はこれからはあり続けると思っておりますが、しかし、それ以外のことは基本的に学校現場にお任せをする、それを教育委員会がどれだけしっかりと支えられるかというのがポイントであらう、こう考えております。

今までやると、現場は教育委員会の方の顔色をうかがい、さらに文部省の方を見ていくという姿があったわけでありすが、そうではなくて、学校現場を中心にして、それをサポートするものが教育委員会でありそして文部省である、こういう構造に変えていくことが今教育改革の一つの大きなポイントであらう、こういうふうに考えております。

そういう中で、教育委員会の今のあり方が十分であるかという委員の御指摘がございましたが、決して十分であるとは私も思っておりませんが、制度的な面では変えていかなければならない部分もあります、運用の面で変えていかなければならない面も多々あらうと思っております。そのうち、必要なのは法律を改正し、あるいは政省令を改めるといふことも必要だろうと思っております。したがって、この夏にいただく審議会の答申を受けて、次の通常国会にならうかと思っておりますが、必要な法律の改正等々をやります、より教育委員会の活性化を図っていききたい、かように考えております。

○佐田委員 大臣の言われたことにつきまして、「地方分権推進委員会勧告の概要」ということで、当然これは閣議決定されておりますが、この中に「教育長の任命承認制の廃止、その際、教

育委員会の活性化のための方策についての検討」「文部省と都道府県、市町村教育委員会との関係の見直し」とある。

こういう中において、今まではガラスが一枚割れたからすぐ教育委員会に報告するとか、ちょっとした器物破損ぐらいのことでも教育委員会に、地方分権の中で、そんなことまでやる必要はないと私は思っております。

と同時に、中央教育審議会の方でも、「教育分野の地方分権の推進のため、以下のような観点から審議」ということで、「校長が責任をもつてリーダーシップを発揮し、学校運営の自主性を確立していくこと」、これは確かにそうだと思います。

ただ、大臣に御理解いただきたいのは、もう学校の中だけで対応できないこともあるということです。その中で教育委員会なり文部省がサポートをしていく、これは確かだと思っております。今現場でどういう問題点があるのか、それに対してどういう対処をしていかなくてはいいかというところをぜひともしっかりと御理解いただいて、これからの対応していただきたいと思っております。

例えば、さっき私が申し上げましたスクールカウンセラーの問題。神戸の事件が起きた前は、スクールカウンセラーが実験的に学校に行きますと、ほかの教師に非常に排他的な態度をとられ、こういうことが実際あったわけですよ。何か事が起きたときには大変に頼りになるわけでありすけれども、ふだんはなかなかそれを現実として学校側も受け入れづらいところもあるわけでありす。

それでは今のいろいろな事件であるとかこういうことに対処できないわけでありすから、例えば器物破損であるとかカリキュラムであるとかいうところの自主性はいいのですけれども、そういう中においてむしろ文部省なりが、ぜひともそういうところをしっかりとしたスクールカウンセラーの方々を配置し、しっかりと学校の中で心の教育ができるような体制づくりをやっていく

てはいけないのではないかと私は思っているのです。

これは私見でありまされども、そういうことを考えたときには、ある程度地位の高い人たちがサポートしていかなくては行けないのではないかとおもうのです。これは一つの例ですけれども、例えば教頭クラスの事務官をしっかりと派遣して、そういう人たちによって常時対応していく。やはり見ておると、スクールカウンセラーも常時いらつしやるわけではありませんが、期間を決めて行くとか、その中でやっていると、期間を決めて行くこともその辺でいろいろな事件が起きたり、そういうことが起きるわけでありまして、ぜひともそういう対応を考えていただきたい。この点につきましては、文部省の方はどういうふうにお考えですか。

○御手洗政府委員 御指摘ございましたように、学校におきましては、校長、教頭の管理職を初めといたしまして、その他、例えば今御指摘の問題に絡めると、生徒指導主事あるいは保健主事等連絡調整に当たります校務分掌組織が整えられておりまして、学校全体として一致した管理運営を行わなければならない、御指摘のとおりでございます。

また、教頭につきましても、現在、管理職選考試験等によりまして、各都道府県教育委員会におきましては適格者を確保するというところを図っているわけでございますけれども、その際もできるだけ、学校内の経験だけではなくて、社会教育の経験や指導主事等の行政経験を経た方を積極的に評価するというような形で選考に当たりましたり、あるいは教頭の研修等におきまして、社会体験研修を、実質の幅広い経験を積ませることに意を用いておるところでございます。

中教審の今回の御審議におきましても、校長、教頭を含めまして管理職に幅広く適用するという観点から、任用資格の見直しについても御提言がございまして、現在引き続き検討をしているところでございますので、文部省といたしましては、

その審議の結果も踏まえながら、御指摘のような趣旨ができるだけ各任命権者において実現できるような形で指導し、検討も続けてまいりたいと考えております。

○佐田委員 今、子供たちも大変に苦しんでおりまして、そういう意味におきましては我々に救いを求めている、私はそういうふう感じておるわけでありまして、そういう中におきましては、ぜひともしっかりと体制づくりをお願い申し上げる次第であります。

それで、私が一番感じるのは、この間もいろいろな事件があつて、これは地方分権には逆行するかもしれないけれども、お聞き願いたいのであります。

黒磯市の事件を見ておつても、その中で、校長先生だけ一人出てきて記者会見をされておる。その前の神戸の事件のときもそうでありました。校長先生だけが出てきておる。表面的かもしれないけれども、そういうふうなことではなくて、むしろ私は、共同責任というのは変であります。管理監督している教育委員会も、決して校長先生のみに押しつけるのではなくて、そういうときには一緒に記者会見をされて、どういふふうに善処をするかとも一緒に考え、対外的にも接していただきたいと思うのですけれども、この点、文部省はどう考えておりますか。

○御手洗政府委員 先ほども御指摘ございましたように、教育委員会はそれぞれの市町村、都道府県におきまして学校教育等の教育事業の行政的な全責任を負うという形で法令上規定されておるわけでございますので、通常の学校教育活動におきましては、もちろん校長が全責任を持ちながら所属職員を監督して学校運営に当たるということでございまして、御指摘のような地域社会に大きな影響を及ぼすような事件等が生じた際には、地方自治において教育行政の責任を持つ立場といたしまして、教育委員会がやはり積極的に校長を支援し、場合によっては担当の職員等を現地に派遣するなどの具体的な支援を行うということ

も非常に大切なことであるかと思っております。

私どももいたしまして、個々の教育委員会の業務のあり方につきまして一つ一つの指示をするというわけにもまいりませんけれども、教育委員会の委員あるいは教育長や職員等の研修会等におきましては、御指摘のような点の危機管理の状況も含めまして、具体的な職務のあり方等につきまして研修等十分注意を喚起してまいりたいと考えております。

○佐田委員 教育改革プログラム、そして中教審の答申にも載っておりますし、地方分権推進委員会もそうでありまされども、これから、任せるべきところは任せると同時に、ぜひとも校長先生にもしっかりとした権限を持ってもらつて、毅然たる態度で私は対処していただきたい。同時に、校長先生に処理できない部分につきましては、しっかりと連携をとつて、全体的な形で地域が一丸となって対応していただきたい。その中心になるのが教育委員会であるべきだと私は思っております。

例えば、今の事件のいろいろな状況を見ておりますと、前もつていろいろな予兆があつて、その中においてやはりそういうお子さん方をどういふふうにしていくのか。急に外部機関が入つてくれば、お子さんのプライバシーもあるわけですから、そういうことを直接的にやるといふことではなくて、やはり常に教育委員会が、例えば児童相談所とか、大変凶悪になつてきた場合には警察であるとか、他機関と連携をとりながらそれをつかりと実行していただきたい、かように思っているわけでありまして。

ですから今回の法案も、私は、そういう意味におきましては一つの心の教育の延長線上にあると思つております。そういうことを考えた場合は、私が先ほど一番最初に申し上げたとおり、そういう意味におきましては同じ方向に向かつていく法律でありますから、ぜひとも中高一貫、少子化が進んでおるわけでありまして、もう全部高

校に行けるんだつたらは全部高校に行けるようにしていく、私はこういうことが大事なんじゃないか、こういうふうにも思つておるわけでありまして。ぜひとも今回の法案につきましてもしっかりとやっていただきたいと思つております。

それと同時に、ちょっと話はずれるのですけれども、今回の法案は、専修学校から大学に編入できるということが書いてあります。ただ、専修学校の中には、設備的にも、学科の問題にしろいろいろな学校があると思うのです。そういう点につきまして、しっかりとこれは審査した上でやられるのだと思ひますけれども、どういふふうにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○富岡政府委員 このもとになりました大学審議会の答申におきましては、「修業年限が二年以上で総授業時数が千七百時間以上のもの」を基準にする等のこととか、「在籍した学科の分野や履修内容を考慮しつつ、大学等において編入学を認めたいのが適当である」ということで、そこら辺の実施につきましては、すべて緩くというのではなくて、そういうふうなことで条件をつけるということが考えているわけでございます。

○佐田委員 要するに、勉強したいという方にはできるだけそういう場を与えていく、こういうことが大事なことでと思つております。

またもとに戻つて恐縮なでありますけれども、地方分権推進委員会、そして中央教育審議会において示されたように、校長が責任を持つてリーダーシップを発揮する、非常に大変結構なことであつて、そして私も今申し上げたとおり、教育委員会のやらなくちゃいけない職務はこれから非常に大きくなつてくるんじゃないかと思つておるのです。そういう中において、しっかりと筋道を立てて国民にも理解できるように形では訴えていっていただきたいと思つておるのです。校長先生の身にちよつと余るようなことでも、何でも校長先生に任せるといふのではなくて、そういう方向性をつかり持つてやっていただきたい、かように思つておるわけでありまして。

児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議というのがあるのですけれども、簡単に結構ですが、これはどういう機関なんですか。

○辻村政府委員 これは、いわゆる神戸事件が起きました後、学校の校内体制のあり方、それから学校と関係機関とのあり方について十分かどうかということについて、専門家のお知恵もかりながら検討してみようということでスタートしたものでございます。

先般、ただいま先生御紹介されたような会議の名前をもちまして報告が出されたところでございまして、校内体制につきましては、校長を中心にして、しっかりと組織をつくるということ、それから関係機関について、例えば警察との関係等につきましては、従来、ややもすると警察との連携というだけでちゅうちゅうする向きがあったわけでございますけれども、常に関係機関との連携を保つて迅速、適切な対応をする、こういう趣旨の御報告をいただいたという経緯のものでございまして、今これを踏まえまして、各学校に、校内体制、関係機関との連携の充実強化ということについて私ども御通知申し上げ、その趣旨の徹底を図っている、こういう現状でございます。

○佐田委員 もう時間がなくなりました。この協力者会議の関係なんでありまして、この報告書には、「学校だけで問題をすべて解決しようとする」「抱え込み」意識を捨てるべきこと、また社会全体がそのような意識転換を行うべきことを明言。」とあります。一見これを見ると、今までの地方分権と逆行するのじゃないか、こういうふうな誤解を招くのです。

しかし、決して誤解じゃないのです。初中局長も大したもので、すぐその後にこういう通知を各教育委員会に出している。こういうふうな、どんな連絡していただくというのは結構なんですけれども、よく説明をしていただいて、例えば地方分権推進委員会であるとか、そしてまた中央教育審議会の中間報告、ちよつと矛盾しているのじゃないかという印象を与えないように、これはぜひ

ともそれをしつかりと仕分けをして理解できるような形でやっていただきたい。

まだまだ質問したいことはたくさんあるのですけれども、時間になりましたので最後になります。学校教育だけで終わってしまったのでありますけれども、ほかに地域、そして家庭の教育があるものであります。今度サッカーくじなんかも通りますして、その中で青少年の健全育成と、そしてスポーツ振興でありますから、そういう意味におきましては、地域においては、老人会であるとか自治会であるとか子供育成会であるとか婦人会であるとか、各種団体を利用して、ぜひとも道徳面においても、そしてお年を召した方は昔の修身なんかも勉強されていますから、そういう面からしっかりと教育していただきたい。人のうちの子もしつかりとしかつていただきたい。

それと同時に、家庭の教育が一番難しいのですけれども、家庭の教育につきましても大臣はどういうふうにお考えでしょうか。

○町村国務大臣 地域、家庭、学校、三位一体でしっかりとした健全な子供たちを育てていくというのが基本であるかと思えます。

家庭教育について特に御質問がございました。正直言うと、家庭というのはある意味では一番プライベートな部分でございまして、余り行政な政治なりが立ち入ってはいかかというものでござうと今まで自制してきて、余り物を言っていないかと思えます。

ただ、昨今の状況を見ると、率直に言って、これをもう全く何も言わないでいいんだろうかということも考えまして、多分戦後初めてではないかなと思えますが、文部省あるいは中教審で、家庭教育の重要性、家庭のしつけの重要性というところを取り上げたわけでございまして、もう学校に入ってくる前にかなり子供のいろいろな面での形成ができてくるわけでございしますので、そういう意味で家庭教育の重要性というのは、私ども、これから声を大にして訴えていきたいし、そのためにじゃあ具体的に何をやるのか。

今厚生省とも相談をし、今回の補正予算でもそれをお願いしているところでございますが、例えば女性が妊娠をしたとき、あるいは一歳半の健診、三歳あるいは六歳、そうした健診の都度にお父さんとお母さんに対して、今母子手帳と手帳とありますが、母子手帳にもう一つ親子手帳とでも名をつけて、それをすべての御家庭に配って、ただ渡すだけではなくて、できればそれを少し御説明し、研修会といったようなものも公民館などで開いて、そしてお父さん、お母さん、こういうことを考えてくださいということを試みてみようかなと。どれだけでもいくつかわかりませんが、そういうことでもして一つの家庭教育のあり方をもっとも考えていく、そういうようなことを私どもとしては厚生省とタイアップしながらやっていきたい。

あるいは、父親不在の家庭教育ということが非常に多く言われております。そんなこともあるものですから、今経済団体等にもお願いをして、できるだけ残業をしないように、あるいは土曜日は休みなんだから、土曜日出勤などは命じないよう、に、単身赴任も命じないようにというようなことをお願いしたり、さらに家庭教育に当たっては、土日の活用ということが非常に重要だろう、その辺も今、週五日制ということ念頭に置きながら、しっかりとした家庭教育ができるように、もちろん政治、行政がやることには限界があるし、ある一定の限界を超えてはいけなと思っていますが、しかし、それでも一定の、できる限りのことはやっていたらなければならない、こんなふうに考えているところであります。

○佐田委員 終わります。

○高橋委員長 次に、中山成彬君。

○中山(成)委員 本日は、質問の機会をいただきましてありがとうございます。私は、中高一貫教育について御質問したいと思っております。

今回の学校教育法の改正によりまして、中高一貫教育を導入することとされておりますが、私の地元である宮崎県では、既に全国に先駆けまして

平成六年度から県立の五ヶ瀬中学校・高等学校を設けて、公立学校では唯一の中高一貫教育を行っております。私もいささかこの設立に関しまして関係した者として、学校の紹介をいたしながら御質問いたしたいと思っておりますのでございませう。

宮崎県は、県土の七六％が森林に占められておりまして、豊かな森林資源に恵まれているところでございまして。日本文化の基礎をなす森林と人間の共生による「森とむらの文化圏」を形成しようとするフォレストビオ宮崎構想を推進してまいりまして、この学校はいわばそのシンボリックな意味を持つております。進展する科学技術文明と自然のもたらす恩恵との調和を図り、新しい文化の創造的担い手を育成しようという全寮制の学校として創設されたものでございませう。

中高一貫教育を提言しております昨年六月の中等教育審議会でも、「公立については、平成六年度に、それまでに例のなかった県立中学校が、県立高等学校と接続する形で設置され、実際上、初めての中高一貫教育が緒についている。」として、この学校が紹介されております。

この学校は、宮崎県の五ヶ瀬町という、宮崎市から車で約三時間、熊本県境に近く、刈千切町で有名な九州山脈の懷に抱かれております。お酒好きの方は御存じだと思いますけれども、そば焼酎「雲海」の生まれたところでもあります。自然に恵まれた環境の中で、全寮制による六年間を通じてたゆとりのある学校生活を営み、計画的、継続的な教育指導が行われておりまして、自然体験や社会体験を通じて豊かな人間性を育てるとともに、個性の発見やその伸長を重視した教育が行われております。

例えば、地元のことを学ぶ「五ヶ瀬学」あるいは「環境と人間」といった独自の教科を設けまして、独自の教材を使って天体観測あるいは動植物、化石調査あるいは民謡等の伝統芸能の学習等も行われております。さらにまた、ここには日本で一番南にある天然のスキー場がございまして、

こういったところを利用して野外活動等も盛んに行われております。

また、六年間の寮生活を通じて年長者が後輩を教えるリトルティーチャー制度によりまして、学年を超えた交流とか、あるいは寮に家族で居住しておりますハウスマスターと呼ばれる先生方、それこそ献身的な協力をいただきまして、家族的な交流も積極的に行われております。

昨年からは、この学校で学習した卒業生たちがそれぞれ多様な進路を選択しておるところでございます。

私も三回この学校に参りました。また、私の知り合いの子供たちも入っております。この学校につきましては、一昨年小杉文部大臣が訪問され、また先般は、大変お忙しい中を町村文部大臣もわざわざ訪問していただきました。まことにありがとうございます。

さて、今回の中高一貫教育制度の導入に際しまして、五ヶ瀬中・高等学校につきまして大臣はどのように評価されているのか、まずお伺いしたいと思っております。

○町村国務大臣 先日、委員のお勧めもいただきましたので、私も前から一度行ってみたいなと思っております。二月下旬に宮崎県立五ヶ瀬中学校・高等学校を、短時間ではございますが拝見をさせていただきまして。大変に豊かな自然に恵まれたところ、かなり山奥だなどという印象も持ちましたが、まさに学ぶには最適な環境、こういうふうにお見受けをいたしました。

全寮制だったということが一つ特色なのかもしれないですね、仮に全寮でなくても、大変にいい教育をしているという印象は受けました。あの教室に行きましたら、ちょうど地域の方々と一緒に草履をつくっております、なれない手つきで一生懸命草履をつくっております。そこには、ナイフなども使っておりますけれども、全くそんな危険だという感じではなくて、ナイフをうまく使いながら草履をつくったりなんかするということ。あるいは、これはみんなですつ

くつたシイタケですというようなことで、それを見たり、非常に地域と密着し、自然とも密着した形でのいい教育が行われているなというふうにも思いました。先生方とお話をしましたけれども、非常に自信を持って今のこの中高一貫というのに取り組んでおられる。もちろん試行錯誤する面も多々あるようではございますが、しかし、いい子供たちをこのいい環境の中から育てたいということ、私は非常に感銘を深めたところでございます。

平成六年からでございますから、一番最初に中学校に入った子供たちが今高校の二年生ぐらいになるのでしょうか、いずれこの子たちが六年間の教育を終えて、社会に出てどのような活躍をするか、期待をしているところではございます。全国モデルとして非常に数多くの都道府県あるいは学校関係者が訪問しているという、その訪問者リストも拝見しましたが、一日に三組も四組も訪問される。校長先生も相当御多忙であろうな、こう思いました。ありがとうございました。

それだけ全国の関心を集める、こうした宮崎県立の五ヶ瀬中学校・高等学校の御努力に対して、本心に心から感謝を申し上げ、さらなる発展を期待し、これを一つのモデルとしながら今回の法律を出させていただいたという背景があるわけでございます。

○中山(成)委員 遠いところを本当にありがとうございます。

私は、この五ヶ瀬中・高等学校設立の構想が持ち上がったとき、たまたま文部政務次官を拝命しておりました。当時の県の教育長から、魚とりの名人の秀才を育てるのだという話を聞きまして、秀才ではありませんでしたけれども、魚とりが大好きだった小さいころを思い出しました。

また、私、実は私立の高校へ行ったのですが、その高校は中高一貫の全寮制の高校でございました。私は、高校から入りまして三年間寮生活を送った者として、すばらしい構想だなということ、もう手を挙げて賛成したわけでありまして。

しかし、既に昭和四十六年の中教審あるいは昭和六十年の臨教審の答申に中高一貫教育が提唱されておりましたにもかかわらず、先進性といいますが、余りにも早過ぎたのか、あるいはまた、義務教育費国庫負担法等の壁もありまして、文部省の姿勢は必ずしもあの当時向きではございませんでした。いろいろとお願ひ等もいたしまして、当時、文部省としてもできる限りの支援をしてくれたということにつきましては感謝しているところでございます。

そしてまた、ただいまは文部大臣に御答弁をいただきましたけれども、積極的な評価をいただいております。大変うれしく思った次第でございます。

私は、文部省が、そういう制約があったにもかかわらず、これまで五ヶ瀬中・高等学校の設立、運営につきまして、いろいろと財政的な支援を行っていただいたところにつきまして御説明をお願いしたいと思っております。

○御手洗政府委員 御指摘ございましたように、宮崎県立五ヶ瀬中学校・高等学校につきましては、特に県立中学校という観点で、御指摘ございましたような義務教育費国庫負担法、教職員給与、経費、あるいは義務教育諸学校施設費国庫負担法、施設整備関係の負担制度でございますけれども、こういった現行制度は、義務教育諸学校の設置義務を課した市町村に対して国が一定の国庫負担をするという形で法律がつくられているものでございますので、それが適用できないという状況がございまして、実際にどういう形で支援するかということで、当時、県や財政当局や地方財政当局ともいろいろ相談しながら知恵を出したわけでございます。

その結果、主として予算的な補助で現在の中学校と高等学校に対応できます経費をいたしまして、例えば施設としては、家庭科の産業教育施設、あるいは寄宿舎、セミナーハウス、水泳プールや武道場や弓道場、運動場、こういった整備に對しまして三億三千万円、それから設備につきま

しては、理科教育設備や教育用コンピュータ等の整備に二千万円、平成五年度から七年度まで助成をいたしたところでございます。

また、教職員定数につきましては、先ほども申し上げましたように、義務教育費国庫負担法が適用できないということで、義務教育標準法についても適用できなくなっておりますので、中学校の教諭につきましては県が独自に対応するというところでございますけれども、高等学校部分につきましては、現行の高校の定数に關します標準法を適用いたしまして、現在教員で十五人、実習助手一人、事務職員一人ということを定数措置いたしました。これは地方交付税によりまして手当てをさせていただきますという状況でございます。

○中山(成)委員 ただいま局長からお話がありましたが、制約のある中で文部省にいろいろと御支援いただいたことにつきましては、心から感謝申し上げます。

このように、五ヶ瀬中・高等学校の設立の際には、まだ中高一貫教育が導入されておらずに、したため、国からの支援にも限度がありました。そういう中で、基本的には宮崎県の自助努力によりまして設置、運営されてきたわけでございます。私はその点、宮崎県の先見性を高く評価したいと考えているところでございます。

今後、全国的に中高一貫教育を導入していくためには、国からの財政支援がどうしても必要かと考えます。今回の制度化に当たりまして、まず公立の中、高等学校の教員についてだがその給与を負担するのか、また国はどのような措置を講ずるのか、さらに公立の中、高等学校の施設整備に当たりまして国はどのような支援をすることとしているのか、御説明をお願いいたします。

○御手洗政府委員 先ほど御説明申し上げましたが、現行制度が、中高一貫教育を制度的に実施する上では特に財政面の手当てが不十分であるという観点から、今回お願いいたしております学校教育法等の一部を改正する法律案におきましては、基本的には、中等教育学校の前期課程は現行

の市町村立の中学校、それから後期課程につきま
しては、市町村立または都道府県立の高等学校に
相当するものとして同じような財政支援措置を講
じたいということで所要の法律改正をお願いして
いるところでございます。

具体的には、市町村立の中等教育学校につきま
しては、市町村立学校職員給与負担法を改正いた
しまして、前期課程に係る教職員の給与費並びに
後期課程に置かれず定時制課程に係る教職員の給
与費につきまして、これを現在の市町村立の中学
校あるいは市町村立の高等学校の定時制課程と同
様に都道府県の負担とすることとしたいと考えて
いるところでございます。

したがって、市町村立の後期課程に係りま
す教職員給与負担につきましては、定時制課程を
除きまして、これは現在の高等学校と同じように
市町村が原則どおり負担するというようにさせて
いただきたいと思います。

また、都道府県立の中等教育学校につきま
しては、これは当然のことでございますけれども、現
在の高等学校と同じように、都道府県が設置者と
いうことで給与を負担するという現行どおりとさ
せていただいているところであります。

これに對しまして、国は、市町村立、都道府県
立、いずれにつきましても、中等教育の前期課程
に係る教職員の給与費につきましては、義務教育
を負担する公立学校という観点から、現行の中学
校と同様、給与費の二分の一を負担するというこ
とで、これも義務教育費国庫負担法の改正をお願
いをいたしているところでございます。

なお、これに伴いまして、学級編制の基準並び
に教職員定数の標準につきましても、中等教育学
校の前期課程につきましても、現行の義務教育に
係ります標準法の規定を適用できるようにいたし
まして、中学校と同じように、学級編制を四十人
を原則として行い、それに基づいて必要な教職員
定数を算定するという改正もお願いをいたしてい
るところでございます。

また、施設設備に對します国の支援につきま

でも、今申し上げました給与に関する負担と基本
的には同じでございます。中学校に相当する前
期課程に係る建物、校舎や屋内体育館でございま
すけれども、これにつきましては、義務教育諸学
校施設費国庫負担法の改正を本法律案でお願いを
いたしまして、校舎、屋内運動場や寄宿舎の新増
築に要する経費については二分の一を国庫負担す
る、また危険建物の改築に要する経費につきま
しては三分の一を国庫負担するというところでお願い
をいたしているところでございます。

なお、高等学校につきましては、現在、危険建
物につきましても補助制度しかないわけでござい
ますが、これにつきましては、今改正法案の中に
公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法の改正
をいたしまして、現在、危険改築建物を、高等学
校の建物全体に三分の一の国庫補助をするという
ことにしておりますけれども、国と地方の役割分
担等の観点から、基本的には各都道府県の計画的
な措置にゆだねられるということにいたしまして
て、今後は定時制課程と通信制課程に係ります建
物の改築事業につきまして三分の一の国庫補助を
したいという改正案を提出いたしております。

後期課程の高等学校の建物につきましても、本
改正法案によります改正後の高等学校危険建物改
築促進臨時措置法の規定によりまして、定時制、
通信制課程を置く場合には同じような措置をいた
したいと考えておりますが、そのほか、中等教育
の設置の推進を図るという観点から、来年度以降
の予算編成過程におきましては、後期課程に係り
ます校舎や屋内運動場や寄宿舎の新増築に係る経
費につきまして適切に對應してまいりたいという
ことで、今後努力をさせていただきますと考えて
いるところでございます。

○中山(成)委員 国からの支援はぜひ必要だと思
いますし、今の話を聞かしまして宮崎県も安心する
んじゃないかと思ひますので、よろしく願ひい
たします。

なお、あの学校を見られたと思ひますけれど
も、木の校舎ですね。それとエコスクールとい

ますか、OMソーラーが入っております。中に
入ってみますと、自然の冷暖房ができていますわ
けでございます。これは通産省の補助でできたとい
うことでございすけれども、文部省も、これか
らはエコスクールとかそういったものにつきます
ても十分に考えていただきたいと思います。

なお、宮崎県に何か要望等はないかと聞きまし
たら、おかげさまで順調に進んでおりますという
ことでございましたけれども、二つ要望をいただ
きましたので、お願いをしたいと思います。

一つは、学校設置基準等の標準法の制定におい
て、中高一貫校については六学年二百四十名定員
が可能になるような改正をお願いしたい。二つ目
は、現改正案では、教職員定数について現行の中
学校及び高等学校の規定を準用することになって
います。これに、中高を接続することによる定
数の加配と、全寮制であることによる加配ができ
るような配慮をお願いしたい、こういう要望が出
ておりますけれども、この点、どうですか。

○御手洗政府委員 現在、中学校につきましては
学校規模の下限等の制限はないわけでございま
すけれども、高等学校におきましては、公立高等学
校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関
する法律の第五条の規定によりまして、本校の場
合は原則として収容定員が二百四十人、学級数に
直しますと六学級、したがって、一学年二学
級ということを下回らないということになって
ございます。これは、高等学校の教育効果あるいは
行財政上の措置の効率の観点等から、生徒の収容
定員の最低規模の目安を定めたものでございま
す。

しかしながら、中等教育学校につきましては、
全課程、各学年一学級といたしまして、前期課
程三年、後期課程三年というところで、六学年二百
四十人規模に当然想定されますので、今回、中等
教育学校については、この規定をあえて適用する
必要はないであろうということで、このような制
限を設けなかったものでございます。

また、現在、現実にもこういう規定はございま
すけれども、実際、全国の高等学校におきまして
は、一学年が、本校におきましても一学級規模で
三学級で成り立っているというような生徒数の減
少等がございます。都道府県も存在しております
し、また、分校につきましては百人以上というよ
うな弾力的な規定もございすので、中等教育学
校につきましても限りはあくまでも前期課程と後期課
程ということが一緒になるということでございま
すので、最低二百四十人以上は確保されるものと
私どもは考えているわけでございます。

また、定数の具体的な適用につきましては、現
在中学校に適用しておりますいわゆる義務標準
法、それから高等学校に適用しております高校標
準法を、それぞれ前期課程と後期課程をそれぞれ
の学校の学校とみなしまして、原則として教職員
を算定いたしまして、必要な調整、例えば校長は
一人で済むというようなことをいたしているわけ
でございます。

私ども、現実の学校運営からいたしまして、そ
れぞれの標準法の適用の中で効果的な運営をお願
いをいたしたいと思ひているわけでございすけれ
ども、例えば後期課程につきまして、単位制を
運用するとか、あるいは総合学科を置くとか、場
合によっては専門学科が大規模で置かれるという
ような場合には、現行の高校標準法におきまして
も必要な定数が加配して算定されるという仕組
みがございますので、こういった現行の規定を積極
的に活用していきたいと思ひているところでござ
います。

なお、寄宿舎につきましては、現在の標準法に
おきましても、寄宿舎が設置されることに伴いま
して、寄宿舎の舎監としての昼夜をわたります業
務が加わるといふことを考慮いたしまして、前期
課程、後期課程、それぞれ寄宿生生徒数に應じた所
要の定数を加算するということもございすので、こ
ういった定数で運用していただくという
ことで法律改正をお願いしているところでござい
ますが、各学校の教育課程の実態に應じまして、

個別の対応というようなことも全くないわけではないわけでございますので、個々の学校の具体的な教育課程のカリキュラムの編成状況等を踏まえながら、個別の設置の段階におきまして、できる限り御相談に応じてまいりたいと考えております。

○中山(成)委員 ぜひよろしくお願いいたします。

さて、中高一貫教育が導入される場合、心配されますのは、一部の私立学校に見られますように、五年間で教科書を終えて、最後の一年間は受験勉強だけを行うというような、いわゆる受験エリート校が公立学校でできてしまったり、また中高一貫学校への入学をめぐる受験競争が低年齢化するということが心配されるわけでございます。

この点、五ヶ瀬校では、入学に当たりペーパーテストによる学力試験は行っておりません。小学校から提出された調査書、あるいはグループ面接、グループでの壁新聞作成といった適性検査による選抜を行い、最終的には公開の抽せんによって入学者を決定しております。また、まさに中教審の答申で提言しております、子供たちにゆとりを与え、生きる力をはぐくむという基本的な観点に立脚したものであります。今後中高一貫教育が各地において設立されるに当たり、参考になるべき事例ではないか、このように考えております。

私も、この設立の話が出ましたときに、子供たちが有名大学だけをねらうようになると、県が受験競争をおおっているとは非難されることになりま

すし、逆に子供たちが希望した進路に進めないとか、い

にどのようなことを考えておられるか、お伺いしたいと思

います。○辻村政府委員 ただいま御指摘のとおり、この中高一貫教育の趣旨をい

たしますところは、ゆとりのある安定的な学校生活を送る中で個性ある

創造性を伸ばすための特色ある教育を行うという

ことでござい

ます。したがって、いわゆる受験エリート校という

ようなものになることがあつてはならないと

考えているわけでござい

ます。この点につきましては、中教審の答申におき

ましても特に留意すべき点として指摘されてい

るところでござい

ますけれども、一つは、現在、この中教審の答申以降、各都道府県におきまして中高

一貫教育の実施に向けたさまざまな検討が開始さ

れておりますけれども、いずれの都道府県におき

ましても、いわゆる受験エリート校をつくるとい

うことは考えていないというふうに承知をいたし

ております。それから、二つ目といたしまして、各都道府県

におきまして、今年度から国の予算等も受けまし

て、中高一貫教育実践研究事業といったものを活

用しながら、幅広く関係者の参加も得て、この中

も、文部省をいたしまして、各都道府県に対し

まして、そうした趣旨の徹底を十分に図る、こ

う努力をしていきたいということで、先生御指

摘の懸念を払拭していきたいというふうに考えて

おります。

○中山(成)委員 これから各地域におきましてい

ろいろな学校が考えられると思

いますけれども、子供たちや保護者の意見を十分

勘案して、それぞれ特色のある中高一貫校を整

備されていくということが望ま

しいと考えておるところでござい

ます。五ヶ瀬中・高等学校につきましても、木の校舎

で学び、土のグラウンドで遊ぶ、そして古きよき

伝統と大自然と村人の温かい愛情に包まれて果

立っていき子供たちでござい

ます。また、六年間の全寮制の生活ということで、私自身の経験で

いうのは兄弟以上の深いきずなで結ばれる子供

たちでございまして、これからどうい

う人生を歩んでいくのか、大きな期待と

楽しみを持って見守っていき

たい、このように考えているところ

でござい

ます。今回の制度化に当たりまして、ぜひ全国でそれ

ぞれ独自の創意工夫を生かした中高一貫教育が進

むことを期待いたしまして、私の質問を終わら

したいと思います。○高橋委員長 次に、今井安君。

○今井委員 自由民主党の今井宏でございます。

今日は、限られた時間でございますので、中高

一貫教育について、それから通学区の自由化につ

いて、二つの項目について御質問をさせていただきます。

さて、現在世紀末を迎えまして大転換期である

わけでござい

ます。日本のすべてのシステム、分野の改革が求められて

いる、現状維持ではない改

革が求められている、こういう時代かと思

うわけであります。それらのすべての改革の原点は、実

は根っこになる部分については教育ではないか、

教育がすべてと言っても過言ではないと

実は私も思っております。したがって、あらゆ

る分野の教育力をどう高めていくかというこ

とが、一番大切なことと思

っております。さて、一貫教育でございますが、学制を

変えれば済むという簡単なものではないと十分承知は

しておりますけれども、この一貫教育につきま

して、私は大変期待を

しているわけでござ

います。そういう意味

では、事務方の局長

さんで結構でござ

いますので、公立あ

るいは私立を含め

て、この一貫教育に

対してどうい

う評価をなさ

っているのか、その

辺につきま

してまず御質問を

させていただきます。

○辻村政府委員

現在行われており

ます中高一貫

教育は、いわゆる中

高、一貫教育とい

うことでござ

います。制度的には

中学校と高等学校

ら、いわゆる受験ということを意識いたしまして、大学受験に偏したと申しましょうか、そうした形での準備教育が行われる、そういう形で六年制のメリットを生かしているというような指摘もあるわけでございます。

それぞれに各学校特色がございまして、一律に評価をするというのは難しいわけでございますけれども、総じて申しますと、今のような評価と、それから課題と申しましようか問題、これらがあるのではないかと、こんなふうに私も承知しているところでございます。

○今井委員 ありがとうございます。

すべてのもので、メリットだけが一〇〇%ということはありません。ただいまの局長のお話を聞きますと、メリットの方がより多い、だから思い切った取り組もうという姿勢を感じるわけでありますけれども、評価の部分で、六年間というこの時間の大切さがございました。まさに今回の中等教育学校では、この六年間の時間をどう生かしていくかというのが一つの大きなポイントかと思っております。

私たち、あるいは私の子供などを見ましても、中学校の三年で、二年生が終わるとすぐ受験を控えてしまふ。実は、中学の二年、三年、あのくらい感受性が豊かで多感な時代というのは、自分の経験からしてもないですね。本当に多感です。このときに、いわゆる詰め込みといいますか、暗記教育だけをさせて受験をさせる、果たしてこれでいいのかねといつも思っております。

そういう意味では、この六年間の中でどういう教育課程、どういうカリキュラムが用意できるかということも大変大事なことであります。しっかりと豊かな生きる力を思春期に身につけさせるかということも大切だと思うわけでございまして、すけれども、教育課程についてどう取り扱っていくか、御質問をさせていただきます。

○辻村政府委員 教育課程につきましては、各学校がそれぞれ創意工夫をして決めていただくとい

うことになるわけでございますけれども、やはり中等教育学校、中高一貫校の前段階は中学校段階であるわけでございます。そして、後段は高等学校段階に当たるわけでございます。したがって、教育課程の基準として定められております学習指導要領につきましては、前期の課程につきましては中学校の、後期の課程につきましては高等学校の基準を準用していただくことを我々考えております。

しかし、中高一貫教育の特色を生かすということと、その間に、原則は中、高それぞれの学習指導要領を準用するというところであるわけでございますけれども、特色ある教育課程ができるだけ行われ得るようというところで、このカリキュラムにつきましても特例措置等を講じて、創意工夫の余地を広げるようなことを検討してみようか、こんなふうなことを考えているところでございます。

○今井委員 大臣に何点が御質問させていただきます。

残念ながら、日本は大変な少子化時代を迎えているわけであります。この時代における中等教育はどうあるべきか、この辺につきましても御見解を御披露いただきたいわけですが、高校の進学率が九六、七%になっているし、大学も、過半数の人が大学に進学する、こういう時代になっているのですが、これだけでいいのかね、こんな感じも実はするわけで。

例えば、多様な選択があつてしかるべきです、あるいは出直しができるように複線思考のシステムがあつていようし、このごろ工業高校、商業高校というのも大変少なくなっているようにですね。情報化の時代を迎えて、工業高校ももつと必要ではないのかな、あるいは、国際金融の時代などと言っていますから、商業高校ももつと特色ある高等学校として生かす必要があるだろう、こういうふうに思っています。ドイツなどのマイスターではありませんけれども、技術だとかたくみというものを、これを磨けるようなシステムがあつてしかるべきだし、それが尊敬されて社会

的評価を受けられる、そういう環境づくりということも必要だろうと思うわけであります。いろいろ私も、自分の同級生などを見ましても、いろいろな人間がいますけれども、大人になってみて、私の世代になってみて、中学校を卒業して立派な社会人としてやっている人がかなりおります。彼らがむしろ無理して高校や大学へ行つて果たしてどうだったのかな、こんな感じもするわけですよ。

そういう意味では、こういった時代を迎えての中等教育のあり方につきましては、大臣の御見解を賜ればと思う次第です。

○町村国務大臣 中等教育、前期はこれは義務教育で、後期は必ずしも義務ではないわけでございしますが、現実には、もう九十数%ということで、大変高い高校進学率になっております。

私も委員の御指摘のような感じを持っております。高校の進学率が、それはもちろん、皆さんが学びたいという意欲に燃えて九十数%という高さであるならば、それは大変結構なことだと思いますけれども、現実にはむしろ、隣の太郎ちゃん次郎ちゃんもみんな行くから自分も行く、あるいは親御さんに、あんた、高校ぐらい出ていなさいよと言われて渋々行くというようなケースもあると思います。余りさしたる目的意識がないまま、結局何かみんなが行くからという、さつきちよつと申し上げましたある種のあしき平等主義みたいなことでみんなが高校に行くということが本当にいいのだろうかという疑問を私も持っております。

いのだろつかという疑問を私も持っております。ただ、率が低いのと高いのとどちらがいいかといえば、それはやはり高い方がいいんだろうとは思っております。

ただ、中学校から高校に進む段階というのは、そろそろ自分の将来のことも考え、決めるわけにはいかないだろうけれども、やはり自分が人間としてどうこれから社会の中に生きていくかといったことを考える時期でもあるだろうし、自分の能力、適性はどの辺にあるんだろつかということを考えて始める時期でもありませんし、あるいは自

分の興味とか関心はどの辺にあるんだろつかということを実際に考え、悩む時代なんだろう、そう思います。

そういうことを考えたときに、先ほど委員おっしゃられましたように、多様な選択が高校の段階であつていいと思ひますし、あるいは複線思考とおっしゃいましたが、そういうことも私はいいんだろつか。あるいは、一たん中学を出て社会人になって、また高校に入り直す。あるいは、高校を中退するケースも最近あつてくるようでありますが、何か中退という一種の罪悪感がありますけれども、私は、むしろ豊かな経験を積んでからもう一度高校に入り直すというふうな考え方をするならば、それは悪い悪いという観点だけでとらえるのはどうなんだろうかなとさえ思つております。そうした柔軟な仕組みというのがあつた方がいいと思ひます。

あるいは、今専門高校のことをお触れになりましたが、工業、商業あるいは農業。ちよつと私、先日群馬県で植樹祭がございまして、そこで群馬県にある林業の専門高校に学ぶ生徒が、この美しい群馬の森林は我々の手で守つていきたいという大変力強いあいさつをいたしました。決意表明がありまして、感動を覚えたのでありますが、やはり自分の将来はこういうことで生きていきたい、そのことがまさに世界の環境をよくし、日本の環境をよくすることにつながるんだ、そういうような発言もありました。

いずれにいたしましても、今回のこの中高一貫制度の導入の主たる目的は、中等教育の多様化、弾力化を進める、選択肢を拡大するということとあるわけであります。その一環としての今回の中高一貫制度の御提案である、私どもはかように考えているわけでございます。

委員御指摘のとおり、より個性を重視した中等教育というのが実現できるようにというのが私の基本的な中等教育における考え方でございます。

○今井委員 ありがとうございます。

引き続き大臣に御質問させていただきますが、過密の都市部でも過疎地域でも、実は少子化ということで、小中学校、高校まで、間もなく大学ということがあります。空き教室が多くなっています。空き教室と言つて教育委員会は嫌いで、転用可能教室、こういうことをどうしても教育委員会は言うわけでありますが、はつきり言つてあいてるわけであります。

これを例へば、今回の中高一貫教育の中で、あいてる、校地の広い高等学校に中学校を併設する。あるいは逆に、公立の中学校に高校を併設する。そうすることによって、学校の統廃合も可能でしょうし、実は、その地域の市民あるいは町民の共有の財産が学校敷地という、その地域で大変広い面積を持つ財産になるわけですね。そういう中で、例えばそれを教育関係あるいは福祉関係、環境関係という形で転用が十分可能だと私は考えておるのです。

そういう切り口から、統廃合を含めた、さらに、マイナス思考ではなく、プラス思考の活用という視点での御指導はいただけるのでしょうか。○町村国務大臣 空き教室につきましては、現実には相当ふえてきております。今まではややもすると、ほとんど転用してないです。というふうなことは余り言つておりませんでしたが、この何年間の間に相当そこは弾力化しておりますし、特に昨年十一月に、福祉施設への転用も含めて手続を非常に弾力化、簡素化しております。寝泊まりをされるような特別養護老人ホームスタイルまではちょっといかがかと思ひますが、例えば、高齢者の皆さんが集まつてそこでいろいろな会合をやる、催しをやる、それを見てまたそこに参加をする小中学生がいるというふうなこともとんでもないんだらう、教育上の効果を含めてもいいんだらう、こう思つておられます、そういうことで、三月に、厚生省と連携をして余裕教室の社会福祉施設への転用に関する例えはパンフレットをつくつて、こんな形で周知徹底を図るというふうなことまでも今やつてゐるわけでございます。

もちろん、今委員御指摘のように、福祉の面のみならず、学校の統廃合に役立てる、あるいは中高一貫に役立てるというケースもいずれは出てくるのかなと思つておりますが、いづれにいたしましても、そうした形で、貴重な税金でつくつた財産でございまして、それを有効に活用していくという観点で、今後もその活用を図つてまいりたいと考えているところであります。

○今井委員 どうしても行政というのはかたいのはわかるのですけれども、例えば、私も自分の経験からいいますと、私は首長をやつておりましたから、平成元年に、平成塾と称しまして、空き教室を使つて、地域のお年寄りから何から全部勝手にルールなしで使つてほしいということ、畳を敷いてやつて、大変好評で今でも毎年一つずつやつてゐるのですが、私がこの国会に五年前にお世話になつても、やはりクレームがつくのですよね。最近でこそほとんど活用せいで言つていますが、対応が遅いのですよ、かた過ぎ。多目的利用はまかりならぬとか、事前の手続がきちんとできてないからもう一回文書を出せとか、やれ補助金を返せとか、非常に遅いのです。スピードが加速化された時代転換期ですので、怖がらずに、文部省、かたいのは結構ですが、ぜひ前向きにもつともつと取り組んでもらいたい、こういうふうにも思つておられます。

さて、この時期になるとビールがうまいわけですが、ビールにはつまみは枝豆です。うちは草加なんです、かなり立派な枝豆がほんのわずかの畑が残つてゐる場所なんです。私も酒が好きで枝豆を植えたのですが、農家でこしらえますとかかなり密植するのです。当然のことながら、少し風通しがいい方が枝豆がでるだらうと思ひまして、家庭菜園でちょっと広げて植えたら全然だめなんです。これは競争がないからです。植物ですら競争するといふふうに農家のおじさんから指導を受けました。もつといわゆる密植しなければだめだということです。競争させなければだめだ、枝豆には根があるんだ、こういう

ことを言われたわけでありました。

そういう意味では、次のいわゆる学区の自由化について大臣の見解をいただきたいわけでありますが、通学区を自由に、当然のことながら、今の枝豆の話じゃありませんけれども、公立学校同士の競争が生まれてきますし、教師の質も上がつてくるでしょう。優秀なとか、いい教師のいるところには子供が集まつてくるわけでしょうし、子供が集まらない学校は教師もこれまた頑張らう、こういうふうにも思つておられます。競争がすべてとは言いませんけれども、先ほど大臣にお話しいただきましたように、やはり結果の平等を余り追い過ぎた嫌いがすべての分野にあると思ひます。そういう意味では、チャンス、機会の平等さえ与えれば、結果はそれなりの凹凸があるのは当たり前で、その人の持つ能力というものはおのの違つてゐるわけでございますから、そういう意味では、いい意味での競争社会をどう創造するかということが活力になつてくるのだらう、こういうふうにも思つておられます。

このごろ、個性ある教育と盛んに文部省でも教育委員会でも言うのですが、大体、学校に個性がなく、教職員に個性がなく、何で子供だけ、個性ある、創造性のある子供を育てると言うのか。やはり自由学区にすることによって、おのおの特色、個性、特徴がある学校、それを親や子供が選んでいく、その中で本當のこれからの二十一世紀を背負う日本人が育つのではないかと。したがつて、多少いろいろあつても、学区は、小中学校において公立の高校においても自由学区にするべきである、私はそう思つておるのですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○町村国務大臣 現状は、委員御指摘のとおり、公立の小中学校の就学に当たっては、市町村の教育委員会が就学すべき学校の指定を行うという形によつて、子供あるいは親にとつて選択の自由は今ないわけでございます。

ただ、特定の場合にはというふうなことで、平成九年の一月に指導通知を出しまして、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行つてくださいなという通学区の弾力化というのを出しましたし、また、昨年の九月には、そうした事例集を取りまとめて各市町村教育委員会に送付して、各市町村教育委員会における取り組みを促すということをやつてまいりました。

そうしたことを受けまして、ことしの平成十年三月三十一日閣議決定の中でも、規制緩和推進三カ年計画の中にこのことが触れられておりまして、学校選択の弾力化ということで、平成十年度もよくそれをフォローアップしていきたいというところになつております。そういう形で一歩進めていきたいと思つております。

ただ、委員御指摘のように、個性ある子供たちを育てていきたい、個性ある学校づくりをしていきたい、子供の適性に応じた教育ができるようにしていきたいということを考えれば、当然多様な選択肢ということが重要であるという委員の指摘、まことに私ももつともであると思ひます。そうした方向を今教育界全体でとるということになりますと、これは論理的な必然性として、必然的な結論として、小中学校段階から学校の選択肢があつた方がいい、私はこう思つております。

ただ、余り小さいうちから通学時間に余計に時間がかかるというのはいかがかというふうな観点もあるかと思ひますので、例えば小学校のころであれば三つ四つの学校とか、中学校なら五つ六つの学校とか、高校ぐらいになればもう一つの市で十分どこでもいけることになるところだと思ひますが、そういう形で、幾つかの学校の中から選択できるという仕組みをだんだん私は取り入れていきたい。現にそういうことをやつてゐる地域も出てきております。

先般、ある新聞を見ておりましたところ、三重県の紀宝町というところでは学区を小学校の段階から廃止をしたという記事さえ載つておりまし

た。そういう形で選択を認めることによって、当然、やる気のある校長先生は望むところであるというのを私によく語ってくれます。

そういう形で、学校がそれぞれ切磋琢磨し、努力をし、特色ある学校をつくる、そこには生徒さんが余計集まる、集まらない学校も出てくる、どうしてだろうか、みんな反省をする、そういう形で、私はよりよい学校づくりが行えるようにしていきたい。

ただ、一挙に進めると、混乱が生じてしまうかと思いますが、最終的な方向としては、私は、学区の自由化ということが、言うならば、今次教育改革の一つの論理的な帰結であるし、大きな目標であると考えておいて、一遍にはそれは進まないかもしれませんが、そういう方向性を持って取り組んでまいりたいと考えております。

最後に文部大臣の御見解をいまだ一度いただきたいのです。

私、過日のナイフ事件のとき、たしか三月十日だと思いますが、大臣は、子供あるいは親、学校関係者、保護者へということで、緊急アピールを御自分の言葉で会見をして発表しました。私、感動いたしました。顔の見える大臣だと思いました。

それで、その後、所沢高校の卒業式のあの問題、これについても文部大臣としての見解というのを聞かれました。あのタイミングで談話をぼんと出してもらいました。もしあれがなかったならばその後どうなったのかな。これはタイミングと

通常のやり方ですと、生徒側も先生方も父兄も十分よく話し合つて何とかうまく着地を考えてというふうなことをやっているうちにタイミングを逸してしまふんだと思うのです。そこで、いわゆる行政あるいは政治がバックアップをするんだという強い姿勢をぼんと出すことによって問題が解決してくる、こういうふうな思っているわけがあります。

家庭の親が子供をしつけるのは当然であります。当然子供の意向を聞くということも前提にあるにしても、親が責任を持つというのは当然、常識、当たり前のことであります。その常識、当たり前、当然のことが、実は意外と権利、何といいますが、生きる権利がすべてに優先するのであります。子供の権利というのはわからなくはないのですが、それを強烈にアピールされている、変な

時代だなどとは個人的に感じているわけでありません。

そういうところ、果敢に指導力を発揮された大臣に、その辺、二つの事件の問題について御見解を再度お聞かせいただいて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。よろしく願います。

○町村国務大臣 ナイフ事件、一月の下旬でしたか、栃木県の方で発生をし、何か堰を切ったように、といましようか、あちこちで相次ぎました。何とか食い止めた、ただ緊急になかなかいい方法もないということで、思い余って三月に入ってからあのアピールを出したわけでございます。相対数の学校で、それぞれの生徒さんあるいは保護者に対してそういうアピールがコピーで出回って配っていただいたりしたようでございます。どういふ効果があったかわかりませんが、と

あれを出させていただきました。

ただ、あくまでそれは緊急対応でありまして、先ほどちょっと申し上げましたように、平成十年度の補正予算の御審議をお願いしておりますが、そこで心の教室をつくり、心の教室相談員を配置するという形で、子供たちと正面から向き合つて、親も先生たちも大人も、どうも親がとか大人が逃げてしまつていけるのじゃないかということも感じたりもしますので、子供たちの悩みとか主張をちゃんと向き合つてしっかり受けとめる、そして十分議論をする、向き合わないで逃げちゃうことがどうもよくないんだらうなと思つておりました。そんなことも含めてアピールを出させていただけたわけでございます。

しかし、基本はやはり家庭でありますし、そして学校であらう、こう思っております。そうしたよりよい家庭教育、学校教育ができるように努力していくことが文部大臣としての務めかな、こう思っております。

所沢高校の問題につきましては、それぞれの学校の個別の事情を私ども全部つまびらかにしているわけでもございませんし、余り一々の学校の状

況について大臣が意見を言うというののいかかなと思ひました。思ひましたけれども、記者会見等々でお問い合わせがございまして、私なりの考えを申し上げたわけでありまして、

入学式というのは非常に重要な行事であります。そこで、私は、当然新入生はすべて出席すべきであらう、こう思っております。その中で六割が出席したというのはよかつたのですが、四割近くが欠席をしたというのは、やはり残念な思ひがいたしております。

しかも、埼玉県の教育委員会の報告によりますと、所沢高校では、従前から教員の中に、校長の経営方針に同調しない教員がいる。同調しないのみならず、卒業式とか入学式とかの実施に際しても、校長の方針に職員会議が反対をする。職員会議に何か決定権があるのかとき誤ったルールもあるようでございますが、そうした職員もいた

り、さらに、入学予定者や保護者への説明会で校長の方針に反する説明をした教員がいたというふうなこと、どうも適正な学校運営ができていない状態にあるなど。

中には、PTAの中にも、そうした教員と同じ考えの人たちがいるというふうな話もあるものから、各学校でそれが最終的な判断権を持つていけるか、決定権を持つていけるかということ、これはもう校長であることは間違いないことであ

りまして、こういう当たり前の常識が当たり前のようにならなければ、それぞれの学校で守られるべきだということを私はただ言っただけでありまして、何も奇抜なことやら特殊なことを言つたつもりもありません。

そうした最低限のマナーとかルールとか常識が行き渡つていない学校はやはりいささか問題があるのだらう、こう思っております。校長先生のしっかりとしたりリーダーシップというものを確立する中で、それを教育委員会も支え、文部省も支えていく。先ほど申し上げましたそうした学校制度をつくっていくという意味からも、この所沢高校の実例というのは、いいか悪いかは別にして、

一つの典型的なサンプルであったのかな、こんなふうにも思っているわけであります。

○今井委員 ありがとうございます。

新しい二十一世紀を産み落とす陣痛の世紀末だと思えます。そのために、どうぞ文部大臣の考えを文部省一致団結して支えていただいて、新生日本、二十一世紀の日本を生んでいただきたいと強く期待を申し上げます、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○高橋委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後一時三十六分開議

○高橋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。肥田美代子君。

○肥田委員 民主党の肥田美代子でございます。本日議題になっております学校教育法改正案と、それに関連した課題について質問いたします。よろしくお願いたします。

本法案に対する質問の前に、私はまず、国の大方針として教育改革が叫ばれ、文部省も受験競争の緩和やゆとりある教育の実現など数多くの提言をされながら、それらの願いがなかなか実現されず、結果的には学級崩壊と言われるような現状にまで至っている、このことに対する厳しい反省が必要であると思っております。

例えば、学習塾に通っている中学生は、ある調査によりますと、この十年の間におよそ二〇%増加して六四%に達しております。学習塾に通い続けた理由はと尋ねますと、学習塾で教えてもらうとわかる、そういう回答が断然多くなっております。それから、学習塾に行くようになった理由としては、子供たちの七割近くが、高校入試に合格するためと、学校の勉強がよくわかるようになりたいなどと答えております。

これまで、なぜそうした子供の声を傾け、わかる授業への改革ができなかったのか。できな

かった原因はどこにあるのか。まず、大臣の御見解をいただきたいと思えます。

○町村国務大臣 今の御指摘はなかなか難しい御指摘でありまして、学習塾は、今ちょうど委員がおっしゃったような、よくわかるとか入試対策であるという実態があるのだらうと思えます。

では、逆に学校は何をしているのかなどということだろうと思えます。確かに学校は、指導要領等に決められたいろいろな教科をバランスよく、あるいは特別活動などを含めて時間を配分しているわけですが、学習塾というのは、私もそうつまびらかにはわかりませんが、話を聞くとそこによりますと、要するに、これこれの学校に受かるためのという非常に限定された目的の受験対策をしつかりとやるということである。そういう意味で、どうしてもその目的が絞られているだけに、教え方等もそれに合った教え方をするということである、ある意味では合目的なんだろうというけれども、しかしそのことが、長い目でその人間としての成長を見たとき、本当にいいことなんだろうかどうかというのを考えたときに、私は必ずしもそれは言えないのではないのだから、こういう思います。

ただ、入試ではなくて、一般的な勉強そのものが、塾に行つた方がやはりわかるという小学校高学年あたりの子供たちの話を聞きますと、これは必ずしも中学入試ということではないはずでありますから、どうしてなのかなと思うと、やはりそこはそれぞれの学校で、例えば先生方の教え方の工夫がややもすると欠けている部分がありはしないだろうか。あるいは、学習指導要領の中でも、余りにも多岐にわたつて教えることを求め過ぎていっているのではないだろうか。そうした反省がやはり出てくるわけでありまして。

したがって、例えば教師の指導力の向上といったようなことを考え合わせまして、教育職員免許法改正案というのを提出しておりますが、こういう形でさらに指導力のある教師を養成するといったようなことも必要でしょうし、また、

学習指導要領も、ややもすると多岐にわたり過ぎ、それをまた事細かに全部知識を教えようとするというところに余りにも走り過ぎていて、子供

の考える力、自分の頭で考え、そして行動するという力を育てるという観点に欠けていたかもしれない。個性を伸ばそうという点に欠けていたかもしれない。

そういう面を反省しながら、昨年十一月に教育課程審議会の中間まとめが出まして、今指導要領の改正の作業に入っているわけでございますが、できるだけ指導内容を厳選して見直していくといったような改善を図っていくことが必要なのではないだろうか。そうした現状の反省の上に立つて、今教育改革プログラムを進めている、このように私どもは考え、作業をしているところでございます。

○肥田委員 今回の法改正は、高校選抜入試の影響を受けない中等教育学校をつくるということでもあります。しかし、大半の中学校も高等学校も現在のまま残つて、入試も残ります。選択の自由という名のもとで、受験競争にさらされる子供とそうでない子供とが出てくるわけですね。しかし一方では、事実上、高校は全入に近い状況でございます。また、少子化時代で生徒数が減つております。

もし、高校入試が深刻な問題として、大臣が今おっしゃいましたように重い問題と認識されるならば、文部省はすべての子供たちに対して、学力中心の高校入試を廃止しますよとか、十五歳の春に苦しまなくてもいいんだよ、じっくりと人生について考えてほしい、そういうメッセージを発信すべきではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○町村国務大臣 義務教育というものが本心に六・三だけでいいのかどうかというのは現実に議論があるところでありますが、一応それを前提として考えたときに、高校が確かに現実九十数%という大変高い進学率であることは事実であります。午前中他の委員の御質疑にもありましたように

に、本当にその率が高い方がいいのだろうかどうだろうか。

もちろん低いよりは高い方がいいのだろうと思いますが、一定の目的意識を持って自分の人生を考え、進路を考え、答えが出ないまでも、その中で高校へ進むというときに、みんなが行くから行く、目的意識がないまま行くという高校であつてはならないと私は思います。

一応義務教育が終わつた、中には、義務教育が終わつたら、自分はそのから自分の力でしっかりと人生を切り開いていくために仕事につくという目的意識を持って働き始める人も、数は少のうございましてが現実にはいるわけでありまして。でありますから、私は、九十数%という高い率があるのだから、もう高校を全入にしたらいいのではないかということには必ずしもならないのだからと思ひます。

やはり、本当に中学まで学んだことがどこまで理解されているのかなというあたりも、一たんそこで立ちどまつて見てみるということも必要だろろうと思ひます。現実に、高校に入つてもう一度小学校の五、六年のレベルの授業をやらないと、それから中学の授業をもう一度高校に入つてやらないとどうしようもないという子供たちも現実にいるというところを考えたときに、それはまたいろいろ必要な要素があるわけでありまして、とにかく全員高校に入れば十五の春は泣かないで済むのだということには私はならないのだからと思ひております。

さらに、かつて、十五の春は泣かせないという名せりふを吐いた知事さんもいらつしたわけでありまして、その結果何が起きたかというところ、その当該地域の高校生は十八の春にみんな泣いたわけでありまして。したがって、私は、ただ単にある時期の苦しさを逃れるということだけを余りにも考え過ぎると、いささかそこにはいびつなものが生まれてくるのではないのかな、こう思ひます。

では、今の高校入試のあり方がそのままいい

のかといえ、それはもちろん改善の余地があるわけでごいまして、それぞれの県、市町村あるいは各学校の特色を生かした高校入試を実施していく。ただ単に一点違えは入れないといったようなことはなくて、そうした学力検査に加えて、調査書の活用でありますとか面接の活用、あるいは論文を書かせてみるとか実技をやってみるとか、相当バラエティーに富んだ高校入試がそれぞれの地域、それぞれの学校で今行われ始めております。

そうした動きを私どもは大変歓迎しております。そうした動きで、高校入試がただ単に点数だけ、ペーパーテストだけということでないような、バラエティーに富んだ、そうした入試により一層改善されていくようにということをお願いしております。

○肥田委員 本年度の予算で中等教育学校の調査検討費が計上されているわけですが、実施主体の都道府県等の感趣から、実施初年度で中等教育学校は全国でどのくらい実現すると考えていらっしゃるのでしょうか。

○辻村政府委員 各県の検討状況でございますけれども、各県では、昨年の中教審の答申を受けてまして、検討自体はすべての県で始まっております。ただ、ただいま御審議をいただいているわけでございますけれども、制度としてまだスタートしていないということでございますので、どの県も、具体的にということになりますと、なお慎重な検討が続いているというのが現状でございます。

私ども、各県としばしば情報交換をいたしておりますけれども、例えば岡山市におきましては、来年の四月一日から中高一貫教育を実施すべく具体の検討に入っているとか、その他市、県におきまして具体の情報が入っておるわけでございますけれども、今先生お尋ねの具体的に何校かということになりますと、詳細は承知しておりません。ただ、例えば岡山市におきましては制度発足時においてはスタートさせるというような情報は得て

いるところでございます。

○肥田委員 来年の四月一日から実施されるのであれば、おおよそのシミュレーションは持っていていらっしゃると思うのですけれども、今の御答弁は全く数が想定できないということですか。

○辻村政府委員 ただいま申し上げましたとおり、各県でいろいろな検討が行われているわけでございますけれども、具体的にどのような形でということでは具体化したものにつきましては、正確な数字としてはまだ承知をいたしていないのが現状でございます。

○肥田委員 中等教育学校の生徒募集については、これから設置主体で検討するということがなっているようでございます。つまり、設置主体者の態度一つで、広域募集にするか、広域選抜になるか、それとも地域密着型の六・六制の学校になるかが決まるわけですね。

設置主体者が広域募集校を選出した場合は、いろいろな地域から子供たちが進学希望を出すことになると思います。そうなれば、学力中心の受験競争にかわって入学競争が激しくなり、選抜の低年齢化が引き起こされる懸念があると思います。

逆に、設置主体者が学区内の中学校と高校の連携を選抜すれば、学区内の子供はその学区の六・六制学校に通えるということになりますね。設置主体者の胸先三寸で子供の運命が決まると言っても私は過言ではないと思いますが、大臣、いかがでしょう。

○町村国務大臣 運命は決まらなと思っています。なぜかといいますと、これは選抜の幅を拡大する、選抜肢を拡大するというのが目的であります。したがって、ある地域に中高一貫ができませんと、全部そこに行けなかつたかという、そうではないはずでありまして、特に高校の場合はかなり広い学区をとっているわけでありまして、あなたはこの高校しかありませんよということにはもともとなっておりません。

中学はどうかというと、中学は一応指定する形

になっておりますが、私は、ある程度その場合には中学校の選抜肢も少し広げておかないと、そこで一つの矛盾が起きるのかなというふうには思います。それから、広域の場合はどうか、学力中心の選抜になってしまわないかという御懸念を今委員示されました。

先ほどの委員の御質疑にもございましたが、宮崎県の五ヶ瀬中学校・高等学校では全県からの募集ということにしておりますが、そこでは、学力という選抜方法にはよいままです、各小学校からの推薦でありますとか、面接でありますとか、あるいは適性検査といったようなものであります。また、そういう形で選んだ上で、なおかつ最後は抽せんという形をとります。

したがって、私は、仮に通学区域が広がったからといってにわか小学校にまで受験競争が広がるというものではなくて、現実には宮崎県のケースを見ても決してそういうことにはなっていないかたというのには非常にいいサンプルではないのかな、こう思っております。

いずれにいたしましても、どういう通学区域にするかというものは、まさにこれは設置者の判断でお考えをいただければいいのではなからうか、こう思っております。

○肥田委員 多分、今大臣は私の質問を聞き違えられたと思うのですが、学力中心の受験競争にかわって入学競争が激しくなるというふうに申し上げました。競争が激しくなるわけ、学力中心かどうかというところは私は申し上げておりません。それで今、運命が決まらなとおっしゃったのですけれども、もう少し具体的に申し上げますと、例えば私の地元の大阪に必ずしも中等教育学校ができなかつたとしますね。その子供たちは、行きたいけれどもということになれば、じゃ、どこを選抜すればいいのですか。中等教育学校を望む子供たちがいて、その地方自治体にも一つもできなければどうしよう。

○町村国務大臣 私どもは、できるだけ各県幾つかずつはできればいいな、こう思っているわけですが、それは、例えばそれぞれの県なり市町村なりの判断で要らないという判断をされた場合は、それを乗り越えて文部省がつくれと命令をするわけにはまいりません。それは、あくまでも設置者の判断であります。ただ、その地域で、多くの保護者の皆さんあるいは生徒の皆さんが、あつた方がいいというお声が強ければ当然そういったものはつくれるべきでありまして、つくるときには文部省としても応援をしていくということになるのであります。

ある時期、一遍にそれはそろわなと思ひます。どこかの地域では早く、どこかの地域では遅くという、早い遅いが出てくるのはこれはやむを得ないのじゃないのかな、こう思いますが、ある時期たつてみれば、中高一貫も選べるし今までのコースも選べるという、選抜肢が拡大するということが今回の目的でございますので、ある意味ではそれぞれのお取り組みでございますが、文部省の希望としては、一刻も早く幾つかのそういう選抜肢ができるようになればいいなということを期待し、そのためにこの法律を御提案申し上げているところでございます。

○肥田委員 選抜の自由を広げると言えは聞かえはいいのですけれども、やはり選抜的に導入される中等教育学校は、私は、選ばれた生徒だけの特別な学校ということには違ひがないと思うのです。

また、一般的には、小学生が自分の意思で学区外の中等教育学校を選ぶということは余りないと思うのです。そうしますと、親の意思が優先されると思うのです。つまり、教育に熱心な親ほど中等教育学校を選ぶようになることがある程度想定されます。

また、中等教育学校の教育実践が評価されればされるほど、中等教育学校の社会的評価も高まるわけですね。そうなれば、希望しても入学できなかった子供の心には劣等感を抱えつけますし、入

学できた子供の心には優越感を生み出すという深刻な状況が生まれるのじゃないか。そして、それが親の中等教育学校への選択行動を高めて、そのことが結果的には中等教育学校をエリート校にしていける、そういうことになるのではないかと私は危惧いたします。

そうしたエリート校にしないために文部省はどのような措置をお考えであるか、伺いたいと思います。

○町村国務大臣 御心配はわかるのであります。しかし、悪い方悪い方へと全部考えていくと、なかなかいろいろな新しい政策はできないのじゃないのかな、こう思っております。もちろん悪い事態が起きないように配慮しつつも、私どもは、いい方向にこれが進む、そういうふうにかけているわけでありませう。

たまたま私は五ヶ瀬に行ったときに子供たちとお昼御飯を一緒に食べてみました。幾つかのテーブルで子供たちと話をしてみました。何でもこの新しい学校を君たちは選んだのと同じく、学校にまづリーフレットが置いてあった、自分が関心を持ったので、先生と親に相談してみた、そうしたらば、一度見に行ってみようかというので、例えば宮崎市内から車で三時間ぐらいかけて行ってみて、これは自分がいいと思ったからここを選んだという子供たちが半数以上でありました。

決して親が、これはエリート校だから、すぐれた学校になることは間違いないんだから行きなさい行きなさいというケースではなくて、むしろ子供たちが、いろいろなそのパンフレットの写真を見ながら、説明を読みながら、関心を持ってそこに行ってみようと言ったというのが多かったことに私はある種の安心感も得ましたし、決して親に強制させられて行つたわけではない。まして、ある意味じゃ、子供たちが週末遊びたいと思つたときに、かなり山の中でありましたから、例えば無理やりあそこに入れてしまつたという、自分分は行きたくないという子供は、週末あんなところは嫌だよと、こう思うかもしれない。しかし、

やはり本人の判断というのは相当既に、もう小学校六年の段階でもあるんだということをまず感じたわけでありませう。

それから、受験エリート校にならないようにするためにという意味では、要するに入試の段階で点数主義にならない、難問奇問的な一部私立の中学校に見られるようなそういう試験をやらないということ、もう一つは、学校の中で単なる受験勉強、大学入試のカリキュラムに合わせた形でのそういういさか偏つたカリキュラムにしないという二つのメルクマールがあるだろう、こう思っております。

まず、入試の段階の話で言うならば、そこは先ほど申し上げましたように、学力検査という方法はとらない、学力試験をとらないということ、学校の個性や特色に応じて面接とか実技とか小学校からの推薦とか抽せん、こうした方法を組み合わせるべきことがいいんじゃないか。それは、中教審の答申でも指摘をされているところでございます。

また、入学後のそうしたカリキュラムのつくり方というものの、実際に教育委員会が最初の段階にはどういふカリキュラムでやるのかというのを各学校とかなりよく相談をしてみたら、ある意味ではいびつな時間表にならないような指導をしていただければ、今委員御指摘の御懸念というものはなくなるのではないだろうか、こう考えているところでありませう。

○肥田委員 今大臣にお答えいただきましたが、あと、これから政令とか省令とかを定めていかれるわけですが、その上で何かそういうエリート校にならないための歯どめということも考えていらっしゃると思いますか。

○辻村政府委員 今後、この中高一貫教育のさらを実施の細則につきましてもどのような政省令等を定めていくかということにつきましても、この国会での御審議等を踏まえながら我々検討していかなければならないわけでございますが、ただ、先生御指摘のいわゆる受験エリート校というものの、

これはどういうものかということになりますと、ただいま大臣からも答弁がございましたように、いわゆる大学受験というものを過度に意識したあるいはその準備を最優先させた形でカリキュラムを組み、教育を行う、こういうようなものになるうかと思うわけでございます。しかし、そういうものを許さないというようなのをどういふ形でルール化できるかどうかというのは、大変難しい課題になるのではないかと今ふうに思っております。

それよりも、ただいま大臣からも答弁がございましたように、各県でどのような中高一貫校をつくっていくか、幅広い関係者の意見を踏まえながら慎重な検討を経てつくっていく。親たちあるいは子供たちのニーズを踏まえた形で、どのような形で中高一貫校をつくるのがいいのかという慎重な検討を経、そしてでき上がった後、そこに教師として加わります人たちが、校長をトップとして学校が運営されるわけでございますが、そこでそのようないわゆる受験エリート校というようないものは、中教審答申でも、これはあつてはならないという形で特に留意をされているという、そういう中で生まれた中高一貫校であるという趣旨を十分に踏まえて、そのようなものにならないような努力がなされるものではないか、こういうふうなふうに思っているわけでございます。

したがって、ルールで云々といひますよりも、まずは設置者等の御努力というものに我々は大いに期待をし、そのことによって貫かれ得るのではないか、こんなふうなことを考えております。

○肥田委員 そうなふうに考えております。あるいはまたか先生だとかを加えた検討会議を設置するよう指導していかれる向きはございますか。

○辻村政府委員 平成十年度の予算におきまして、私も中高一貫教育の実践研究事業というのにつきまして一億円余ほどの予算を計上いたしておりますが、それらの予算等も活用していただきまして、各県におきまして、教育関係者、校長、教師、地域の人たち等を踏まえた形で幅広い

い検討の場を設けていただくようにお願いをするつもりでございます。各県ともそのような検討の場を設けて検討する方向にあるというふうな私どもは承知をいたしておるところでございます。

○肥田委員 その検討の場といひますのは、ことし一年ということではなくて、今後、もしもこの法案が通つた場合には、五年、十年と、やはり地域で検討の場をつくっていくかという意識でよろしゅうございますか。

○辻村政府委員 私どものこの平成十年度、新規に計上いたしました予算につきましては、私どもも、今年度に限らず、引き続き来年度以降も財政局の御理解を得て予算措置を講じていきたいというふうな思っております。

しかし、なお、各県におかれましては、この予算を活用しつつ、仮にこの予算の増減等がございまして、こうした場を引き続き設けて検討していただく、こんなふうなふうに思っております。

○肥田委員 その検討会議にはどういふメンバーが入るのが好ましいと思つていらっしゃると思いますか。

○辻村政府委員 私ども、このたびの予算計上に当たりまして考えてございますのは、まず、学校でございまして、校長を初めとする教師、それから学識経験者、教育委員会の関係者、PTAの関係者等幅広い方々に御参加をいただければというふうな思っておりますし、県に設ける場合におきまして、市町村の関係者あるいは保護者の方々、地域の方々、幅広い方々の御参加が得られればよろしいのではないかと、こんなふうな思っております。

○肥田委員 都立大学の中高一貫教育の六年制附属校についての検討会議の提言で、小学校を受験戦争に巻き込まないことを基本とはしているものの、具体策の面で意見の一致が得ず、各論併記になつたという報道がございました。大臣も御承知のように、中学受験戦争は、中学校と高等学校を併設した私立学校でより激しいも

のがあります。そのために、父母の間には、中等教育学校が導入されると、その中学段階での受験戦争が公立にも及び、しかも全国に広げることになるのではないかと不安がまだあるわけですね。都立大学の提言も同じ不安を表明したものだと思はれます。

受験戦争の低年齢化が心配されているわけですが、大臣は本改正案で小学生を受験戦争に巻き込まないと言言できますか。

○町村国務大臣 世の中的に見て、まだまだ私も、法律も通っておりませんし、PRが行き届いていない点も多々あるのだらうと思っております。

中高一貫という点、ちょうどそれに対比される公立の中高一貫、私立の中高一貫というのは、確かにそういう意味では、受験の名門校といえるでしょうが、そういう私立が多いものから、それに対抗して公立のものをつくろうとしているのではないかと誤解が私はあると思うのです。決してそうではない。むしろ、中高一貫でゆとりを持たせ、そして特色を持たせていく。その特色は、またいろいろあるかと思ひます。

例えば先ほど五ヶ瀬の例、宮崎県の話が出ましたが、まさに森の中の学校ということで、自然と共生をする、あるいは地域の皆さん方と一緒に学ばせ、環境教育、自然教育、自然体験というのを特色でやっている。あるいはほかの地域では、またそういうものも考えられる。場合によつたら、それはスポーツであるかもしれないし、自然科学であるかもしれないし、あるいは芸術分野かもしれないし、あるいはまた別の次元での話かもしれない。

そうした特色を出し、それを選んでもらうということがメリットであろうかな、こう思っておりますので、受験のための学校という意識は、これは一部そういう議論が、都立大学の方ですか、何か研究であったやにも聞きますけれども、私どものそもそもの中高一貫の目的というのはそういう

部分ではございませんし、中教審の御答申もそういう形で出されておられませんので、私ももととしては、そういう意味で、小学生に受験勉強を強い、受験戦争に巻き込まれるという形にならないような、先ほど申し込んだ入試面での十二分の配慮、入試と言わないで、選抜の段階での十二分の配慮でそれは可能であらう、巻き込まないと言言することができるとは、私はそう思っております。

○肥田委員 大臣の力強い断言でございますので、しっかりと伺っておきたいと思ひます。

この法案は、また、制度の上において、学校選択の面で不公平な事態を生むということも想定されます。

今、例外として区域外就学や指定校変更が認められております。しかし、私立が国立へ入学する場合を除いて、中学校を選択する自由はございません。本法案では、六・六制か六・三・三制のどちらかを選択できるようにいたします。しかし、もし設置主体者が広域募集の中等教育学校を設置した場合に学区外に住む子供も選択できるのに対して、三年制中学校を選択した子供は学区内の中学校しか入学できない、そういうことになりすね。学校選択の自由という名のもとに、不公平なことが起きるのではないかと思ひますが、こういう矛盾を解決するために、三年制中学においても学区外入学を認めていかなければいけない時期になっていると思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○辻村政府委員 二点ほど申し上げさせていただきます。一、先生、六・六を選択する六・三・三を選択するかどうかという御提示でございましたけれども、今回の制度は、現在、市町村の教育委員会の就学指定を受けまして就学する中学校、これはどの子供にも共通に開かれていくわけでございます。

しかし、その中で、今度でございます中等教育学校等を希望する者がそれに志望を出す、そして入学者の決定を経てそちらを選択する場合もありますし、その決定から漏れまして従来の中学校に通うことになるのか、こういうことになるわけでございます。したがって、この中高一貫校へのアプローチと申しましようか、応募の道というのは共通に開かれていくというのが一点でございます。

それからもう一点でございますけれども、現在の就学指定制度あるいは通学区域制度についての御指摘でございます。

これは現在、通常、通学区域というものを設定いたしまして、それに沿って市町村の教育委員会が指定をする、そういう形になっているわけでございます。しかし、身体的な事由あるいは地域の事由、不登校その他さまざまな事由によつてはこれらの例外を求めていくということで、それをさらに柔軟に弾力化していくことと、今御指摘の、それをさらに柔軟化し、弾力化していくべきではないかという御指摘でございます。

これは、先ほど大臣からの答弁もあつたわけでございますけれども、保護者の学校を選ばず、意向というものをさらに踏まえた形での運用という御指摘と承りまして、私も、十分にその点につきましてはさらにそれを推進すべく取り組んでまいりたい、こんなふうに思ひます。

○肥田委員 先ほどの質疑の中で、答弁をされたところでちよつと具体的にお聞きしたいところがあるのです。

指導要領は中学校、高校のものを準用する、しかし各学校がそれぞれ自主的に決定してほしいということがありましたね。そのために中高一貫に關しては特別な措置をするということのようですが、もう少しこの特別な措置ということを具体的ににお話しいただきたいのです。

○辻村政府委員 現在の中学校、高等学校の学習指導要領におきましても、各学校の判断によりまして選択の幅は相当にあるわけでございます。しかし、それはすべての中学校、高等学校に共通に

与えられている余地であるわけでございます。私ども、このいわゆる中高一貫校は、中学校と高等学校が、義務教育と非義務教育という二つの部面を担うわけでございますけれども、一貫して教育を行うというところに特色があるわけでございますので、基本的な基準のところは中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領に準拠しつつ、その間を他の学校に比しさらに柔軟に、弾力的に教育課程の編成を行ひ得るようにより、何もないといふことは、義務教育の関係等からいってそれはいかかと思ひますけれども、できるだけその選択の幅をさらに認める、学習指導要領の一般的なルールよりもさらに広げるような形で必修、選択を編成できる、そういう形で弾力条件のようなものをルール化して適用するということでございます。今事務的に検討している、こういうことでございます。

○肥田委員 不登校は、今小学生で四百人に一人です。ところが、中学生になりますと六十人に一人が不登校になっているわけですね。子供たちは学習から逃避している、教師たちは教育に対して自信を失っている、いじめによる自殺は後を絶たない、親の受験競争への意識はまだまだ過熱さみである、そして、言葉で十分表現能力を持たない子供たちはナイフに走る、大人から見ましてもそういう大変つらい状況が今子供の世界にあるわけですね。その状況に対して文部省も一生懸命努力していらっしゃるということは私もよくわかります。

そこで、お尋ねしたいのですが、今いろいろな教育改革も実行され、そしていろいろなシステムを変えようとしていらっしゃるけれども、恐らくこれが実際にいい形になつてくるのは、一年や二年ではないと思ひます。それで、大臣にお尋ねしたいのは、十年後にどういふ教育ビジョンを描いていらっしゃるか。いかがでしょうか。

○町村国務大臣 なかなか一言で言うのは難しい御質問でございますが、平たく言つてしましますと、私は、文部大臣に就任したときそういうこと

も言ったのですが、今の小中高は厳しいのですね。いろいろな意味で厳しい。大学生が一番楽しくやっています。もちろん勉強する大学生もいるわけですが、どちらかというと楽しい。そして社会に出て、厳しい社会に入っていくという感じなんです。私は、小中高ぐらいは楽しくて、そのかわり大学へ入ったら激しく勉強する、大学院へ行ったらもっと激しく勉強する、こういう方が本当はいいのだらうと思っています。

そういう方向に今学校制度の中身を、全体、方向を変えることができないかなというふうに思っています。そういう意味で今の教育システムを、できるだけ学校の中心にもゆとりを持たせるため、例えば週五日制というようなものもやり、覚える内容、指導する内容も精選をしていくといったような指導要領の改正も今作業中でございますが、そういうこともやっていくし、あるいは子供の個性というものをいかに伸ばしていくのかというのをやはり考えなければなりませんし、そういう意味で、生き生きとした個性が発揮される、そういう子供たちが育つための学校制度であり、個々の学校のあり方であらうということだろ

うと思います。また、画一的なシステムではなくて、できるだけ柔軟で選択肢のあるシステムをつくっていく、それがまさにこの中高一貫であったり、あるいは専門学校から大学に行けるという今回の法律の御提案であったり、あるいは、今回たまたま十七歳から特定の分野で大学に進めるようにしましたけれども、今回一挙にそこまで行きませんが、何で十七歳なのか、十六歳、十五歳でもいいのかもしれないし、逆に二十歳で高校に行ってもいい。あるいは二十歳になっても、ある意味では一たんドロップアウトして、ドロップアウトという言葉自体は余り好きじゃないのですが、一たん別の系列に行って、また高校に戻ってくるのか、そういう柔軟な仕組みができていたらいなと。ちよつと要領を得ないお答えになりましたけれ

ども、そんな姿を頭に描きながらこの教育改革全体を進めていきたい、こう思っているところであります。

○肥田委員 最後の質問をさせていただきます。先日、私の質問に対して大臣が、長い間の対決があったというふうにはなりとおっしゃっていました。だいたいのことを思い出すが、私、このごろとても残念に思うことがあるのです。それは、私が町村文部大臣とこうやってお話しさせていただいておられますと、文部省というのは随分やわらか頭になられたなと感じるので、文部省は、学校が主体になってこれからやっていくってくださいます。私たちはそれを支えていきます。調整役でありたいというふうにも言い切っています。い

るところが、学校現場に行きますと、例えばこれは小さいことを申し上げますが、学校図書館の本が、備品であるから一冊たりとも失うと大変だということでもチェックされて、検査があるときは大変らしいのです。古い本を廃棄するときにも、これは大変な作業があるわけではございまして、こういう小さな事務柄についても、現場ではどうもまだ文部省の本意がわかっていないというか、本意が伝わっていないと思うのです。

私は、ひよつとすると文部省はこの本意をあえてお伝えにならないのかなというふうに勘ぐったりもいたしました。町村文部大臣の人柄からすると、どうもそうではないだろうと。そうすると、伝える方法が少な過ぎるとか間違っているとか、狭い日本の国土ですから、文部省のお考えが学校の末端に伝わらないというのは、そんなに長い時間がかかるはずはないのです。ですから、もう少しそういう文部省の今のやわらかい発想が伝わるように何とか工夫していただかせませんか。

例えば、学校現場ではこれだけのことができませんよというふうに、文部省がもう少し具体的な伝え方をなさっていかれた方がいい。どうも現場の先生方はとてもかたくなっていらつして、こ

ちこちというか、それは今までの歴史がありますから仕方がないとは思いますが、もうお互い水を解かしていただきたいと思うのです。その点ぜひ頑張っていただきたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

○町村国務大臣 どうも、外から見ると、文部省というのは非常にかたい役所であるという印象があるわけですが、私、中に入ってみて、かなり大胆に、また柔軟にいろいろなことを議論したり仕事もしているな、こう思っております。私一人が浮き上がって何かいい格好をしているわけでもない、こう思っております。私も、たまにはちよつと独断的に物を言ってしまうことがありますが、ほとんど皆さん方とよく議論した上で私は発言しているつもりであります。

今、ちよつと去年の九月三十日に中央教育審議会に、現場の自主性を尊重した学校づくりをどうやってできるだろうかということでも諮問をいたしました。先般その一部が三月二十七日に中間報告をいただきました。夏ごろには答申を全体としていただくかなと思っておりますが、そこには、当然のこととして、現場の先生方の代表でありますとか教育委員会の方々、いろいろな方々が入って、今この中教審の作業をやっております。そこで一つの体系的な答申が出てくると、それに従って法律を来年の通常国会に出させていただきます。あるいは予算要求をしたり、あるいは政省令を変えたり、通知をまた全部見直していったりという作業が進んでくると、かなりその辺は姿形が変わってくるのではないかと、こう思っております。

また、どうしても長年やってきた頭の切りかえというのが、それは文部省自身も率直に言っています。いない部分もあると思えます。また、教育委員会も現場の先生方も、あるいは保護者の皆さん方も、どうも今まで一定の方向で頭を動かしてきたものですから、それを切りかえようといつても、例えば今、総合学習の時間をつくらうという話を教育課程審議会でも御議論いただいております

が、もう既に学校現場の方から、そんなことを学校の現場で考えるといったってできるはずがない、文部省がモデルを示さないのは怠慢であるぞよという逆のおしかりまで実はいただいたりしてしまっておりますので、すぐ図に乗ってモデルを示すことがいいのかどうかは別に、やはりみんながこれまでの思考回路を切りかえていく努力をやらないと、今までの惰性に流れてしまうという面があると思っております。文部省も努力いたしますが、それぞれの分野で皆さん方が努力をしてくださる、それがやはり大切なのではなからうか、こ

う私は考えております。○肥田委員 ありがとうございます。○高橋委員長 次に、藤村修君。○藤村委員 民主党の藤村修でございます。引き続き、中高一貫教育制度導入を中心に質問をさせていただきます。

きよの朝からの議論の中でも少しは出てきています。とは思いますが、そもそも橋本内閣は、昨年の一月に、六つ目の改革として教育改革をつけ加えられて、教育改革は重要な位置づけにあります。が、橋本総理、教育改革、中高一貫、このぐらゐのワードで議事録などを検索いたしました。余り発言がないのです。

例えば、昨年の一月の通常国会冒頭で、いわゆる六つ目の改革として教育改革をつけ加えて、そこでお話されているのが、これはその後何度も常に同じことをおっしゃっています。が、教育というものがすべてのシステムの基盤であるという認識のもとに、平等性、均質性を重視したこれまでの学校教育を、これから個々人の多様な能力の開発と創造性、チャレンジ精神を重視した生涯学習の視点に立った教育に転換する教育改革をとっ

しゃっている。また、去年の四月の決算委員会でもありますが、ここでおっしゃっているのも、やはり「均質、平等、あるいは等質」という言葉で置きかえられるような教育でよいのかといえ、私は、絶対にこれではもうだめな時代が来ていると思ってい

ます。」ということ、ほとんど今の言葉の域を出ていないわけであります。そして、具体的にということでは、中高一貫教育の導入であるとか五日制を大体挙げていらつしやいます。

昨年一月以来、教育改革が声高く唱えられておりますが、いわゆる内閣のリーダーとしては余りに発言が少な過ぎるので、そのかわりに多分町村文部大臣はたくさん発言をされているはずでございます。

ここで、いわば教育改革を進める基本的理念はいかなんというところで、その辺をはっきりさせていたいただきたいと思ひます。

○町村国務大臣 昨年一月、教育改革プログラムを決定し、これまで昨年の八月、今年の四月と二回改訂をいたしました。いささか多岐にわたっておりますので、ポイントが絞られていないといひましょうか、理念が見えない、具体像が見えないという御批判を各方面からいただいております。

どうも文部省のPR下手といったようなこともあるのかと思つたり反省もしたりして、いろいろな機会に御理解をいただく努力をしておりますが、その中で、先般四月二十八日に改定を行ったプログラム、先生のお手元にも届けさせていたいただいたと思ひますが、余りにも多岐にわたっておりますので、その主要事項を四本柱にしてまとめさせていただきます。

一番目が心の教育の充実、二番目が個性を伸ばし多様な選択ができる学校制度、三番目は現場の自主性を尊重した学校づくり、そして四番目が大学改革と研究の振興ということで、もちろんこれに含まれなくても重要なポイントではありますが、大きく言つてこの四点が今次改革の柱であろう、と思つております。

そして、その中身がそれぞれ出てくるわけでありますが、もう一つさかのぼつて、じゃ、どういふ考えか、観点でこの四つが出てくるのですかというところが御質問の趣旨であらうかと思ひますが、先ほど午前質疑でもちよつと申し上げまし

たけれども、一つは、戦後の日本の教育、あるいはもつと広く言えば日本の社会のあり方というものを支えてきたいろいろな平等でありますとか自由でありますとか権利でありますとか、そうしたもののよかつた面が行き過ぎると、むしろいささかそれが制約要因になつてくる、そうしたものを見直していこうということが一つあるわけであり

もう一つは、戦後の教育の中で、戦前もそうだったかもしれないが、ややもすると知育偏重、知識詰め込み型の教育ということがどんどん進んでいって、肝心かなめの、個人の、一人一人の正義感とか倫理観とか豊かな感性とかたくましさ、そうしたものがはぐくまれてこなかつたという戦後の教育の反省といふものもある。そうしたものを養つていこうじゃないか、その辺を総称して、橋本総理は、多様な能力を生かした教育をやつていこう、幾つかの表現をされておりますが、そういう表現をとつておられるのだからと私も

どうも理解をしております。そういう考え方に立つて、教育改革プログラムの中の四本柱を中心にしてこれら教育改革そのものをどんどん進めていきたいな、かように考えておりますし、その一環としての中高一貫、すなわち多様な選択ができる学校制度をつくるという位置づけの中でこの中高一貫の仕組みがあると御理解を賜れば幸ひでございます。

○藤村委員 四本柱、あるいは今の大臣のお言葉、それはそのまま受けとめられられるのですが、では、実際の教育をどう改革するかという各論になりますと非常にこれは難しいし、それだけに中教審も、中間とかいろいろなヒアリングもしながら意見をまとめてこられてる中で、多様な意見もあつてなかなかまとまり切らぬ、こういうところが現状かと思ひます。

今も戦後教育という大臣のお言葉がございました。今回のいわゆる中高一貫というのは、ある意味で学校教育制度、いわば学制に戦後五十年余りの間で初めて手をつけるものであります。

では、この戦後の六・三・三・四、上の四を外しても結構です、六・三・三と考へてもいいですが、この制度に対する総括を文部省は一体どのようにしていらつしやるのでしょうか。

○町村国務大臣 やはりよかつた点もあるし、逆に問題が生じてきた面もあるかと思ひます。これだけの教育の普及発展、そして戦後の日本社会を支えてきた人材を生み出してきたという中には、この六・三・三・四制といふのは間違ひなく貢献をしてきただろう、こう評価ができるわけであり

ただ、余りにもそれが、もうそれしかだめだみたいな感じで運用されてきたものですから、いささかシステムが画一化し、硬直化してきたといふことで、その中で生徒や保護者の主体的な選択といふものがされてこなかつた、あるいは生徒一人一人の個性な能力に着目した教育が行われてこなかつたのではないかとということが問題点として挙げられるわけであり

特に、中等教育の段階では、非常に子供たち自身も興味、関心もさまざまになりまして、能力、適性もだんだん分かれてまいりますし、将来の進路の希望といふのもだんだん分かれてくるので、特に中等教育の段階では多様な選択があつた方がよいといふ考え方から、その一つの選択肢として六・三を六・六といふ形にしてみたらどうだろうか、それも、六・三・三と六・六といふ両方で選択ができるようにしたらどうだろうかといふのが今回の提案の趣旨でございます。

ここから先はまだ十分な議論が行われておりませんけれども、私は、将来、例えば幼稚園と小学校をより連携された形で動かすとか、あるいは小学校と中学校をより連携された形で動かしていくとかいふものもあつてもいいのじゃないのかな。

ただ、そこから先、例えば六・三・三ではなくて五・四ではどうかとか、いろいろな議論があります。残念ながら実験ができないし、本当はやってみてもよかつたのかもしませんが、今までのそういうあれもありませんし、なかなかそこは決

手のない議論なのかなという感じもしたので、あえて六・三・三といふそのものを全面的に変えてしまおうといふところまで今回至つております。いづれまた議論が深まつてまいりますれば、多様な選択肢という中でそうしたこともさらに今後あり得るかもしれない、こはもう少し議論と検討が必要なのではないだろうか、こう思つております。

○藤村委員 今の前段の方で、戦後の教育の総括についてですが、人材養成にそれなりに非常に効果があつた、あるいは教育が世界的にも高いレベルで普及した、これは何も、六・三・三であつたからといふことが直接言えるのかどうか、いや、五・三・四でもできたのではないかと。

重要なポイントは、やはり六・三の部分の義務教育制度といふもの、これはちゃんとその義務教育制度を評価し、総括をするべきではないかと私は思ふので、六・三・三・四だつたからといふ理由で、今の大臣の、戦後の教育制度の評価といふことと直接因果関係はどうか、ちよつと疑問があるのです。

それで私は、この六・三部分を九年の義務教育にした、かつそれを無償といふことでやつた、それが普及につながつてゐると思ひます。世界的に見ても割に高いレベルの、国が保障する無償教育、これを義務教育期間とした、このことが多分戦後の最も大きなところであつたと私は思ふので、そこで六・三にしたので、だから中等教育後期は三年にしている、そういうところが大きいと思ふのです。

ただ一方で、そういう六・三・三ときたときの、いじめ、不登校など近年の問題がおおむね初等、中等教育前期、いわゆる中学校部分でやはり非常に多発している。それが、三・三で細切れになつてゐるとか、あるいは十五の春、高校受験といふもののいろいろな弊害が大きいことなどからきてゐるといふふうには私はとらえております。

では一点、そもそも論ではございますが、日本におけるこの六・三の九年の無償とした義務教

育、これをどう評価し、あるいは現時点でどう総括されているかお尋ねを申し上げます。

○町村国務大臣 委員御指摘のとおりであります。義務教育であつたという面が普及等々に寄与しているのではないかと御指摘は、確かにそうかなど。別に六・三でなくとも、これが五・四であつても、それは確かによかつたのかもしれない。

言うまでもありませんが、義務教育制度というのは、戦後憲法そして教育基本法に基づいて、学校教育法によりまして、小学校、中学校でこれを提供するという法律の定めができてやつてきたわけでありまして。そういう意味では、義務教育ということで間違いなく普及もしてきたし、発展もしてきた、広く国民にも定着してきたということであらうかと思つております。

したがいまして、この六・三の九年間の義務教育制度、中には、もう義務教育制度をやめてもいいのではないかと、小学校だけでもいいのではないかと、あるいは、もっと高校まで義務にしたかどうか、いろいろな御議論があるわけでございます。それぞれの議論、一長一短あるのだからと思ひますが、残念ながら、今私ども、積極的にこの義務教育九年間というものを変えなければならぬという特に強い理由は見出し得ていないという状況にあるわけでございます。

○藤村委員 私もその点はほぼ同意でございます。ただ、義務教育という言葉の受けとめられ方といひますか、これが子供にどう受けとめられているかといふと、何か中学へは行かねばならない。これは正しく言えば、別に子供の義務ではない。これは親の義務であつたり教育委員会の義務であつたり国の義務であるだろうと思ふのです。ですから、その義務教育、義務、六・三、九年、これはもう学校に縛られるみたいな、そういう概念という方が考え方はむしろこれを変えていく必要がある。しかし、九年の無償という部分は非常に重要で、今後大切にしていかなければならない、そんな気がいたしております。

これは文部大臣もおっしゃつておられるわけですが、教育を受けるのは別に学校だけではないんですよ、地域や家庭、これは非常に重要なことです。つまり、教育を受ける場は学校だけにとらえずに、むしろ教育を受ける権利といふものは十分に尊重して、そこで子供や保護者の側の選択権に配慮をする、こういうことかと思ふのです。

その配慮をした一つの例が、今回、六・三の間に、つまり小学校六年を終つた時点の選択が初めて入つたわけでありまして。今回の中高一貫教育制度導入の趣旨というのが、中高一貫教育をも選択できるようにし、中等教育の多様化を一層推進する、こういうふうな簡単に書かれております。

私は、先ほどの議論で、選択肢が広がるというか、新たな選択ができるということが相当強調されていて、実はその中身の議論がまだないと思ふのです。つまり、三・三を六年にして一貫で教育をすること、このことに對して、これは午前中の今井委員の質問に對して、初中局長は、幾つかメリット、デメリットも含めてお答えいただきました。

そこにちよつと欠けていた視点が、人間の成長発展の段階で、やはり十三歳から十七、八歳ですが、この時期の教育をどう考えるかといふ、これは文部省が本當に基本的な考えないといけない部分なんです。この視点が午前の答弁では若干なかつたのです。中高一貫の六年で教育をすることのいろいろな点、それから逆な問題点もあるとおっしゃつた中に、人間の十二、三歳から十七、八歳あたり、この辺の教育をどう考えるかという視点がなかつたのですが、あれば追加してください。

○辻村政府委員 十分なお答えができるかでございますけれども、私も、義務教育、つまり小学校の段階を終えまして中学校から高等学校の段階にかけて、この年齢は精神的にも肉体的にも大変成長の著しい、それから個性の分化の著しいときであるというふうに考えております。思春期と言

われたり、さまざまに言われるわけでございますけれども、そういう中で子供たちがそれぞれ内面化を深める、したがって精神的な葛藤も深まる、そういうような時期とも言われております。

そういう意味で、能力・適性、興味・関心、進路希望等が多様化するといふような言い方をよくされるわけでございますけれども、まさに中等教育に学ぶ子供たちの状況というのはそういう状況なのではないか。したがって今、中等教育の多様化とか個性化といふようなことで言われるわけでございますけれども、そういうことが学校のシステムとしても大変重要なものとして求められてい

○藤村委員 六年制の中高一貫に課題もあるといふのが午前の答弁でありまして、それはわかりました。

ただ、今回踏み切つたといふのは、中高一貫の六年制といふのはやはり相当必要だといふ意思が当然あつたし、その場合に、基本的に、今おっしゃつた、精神的あるいは肉体的面のまさに一番重要な成長期である、思春期である、将来の選択も決める時期である、この時期の教育をどうするかといふことが文部省の大きな仕事だと思ふのです。それが制度として六年制を導入するといふのなら、もう少しこの時期の六年制の教育の効能といひますか効果、評価、やはりこれがある程度大きく宣伝していただかないと、これもできますよ、地方に任せますよといふ程度では非常に生ぬるいのではないかと、あるいはそれが国の、文部省の仕事ではないかと思ふのですが、何かございましたら。

○辻村政府委員 私ども、六年制の中高一貫教育のよさといふのは、先ほどもお話し申し上げましたとおり、幾つかといひましようか、数多くの面であるという認識には立つておられるわけでございます。ただ一方では、現在の中学校、高等学校の制度におきましてもさまざまにメリットがあるわけ

でございます。卑近な言葉で言いますと、小学校から中学校の段階で、希望する高等学校に學んで大學に進みたい、あるいは就職したいといふような気持ちで小学校、中学校時代を過ごしている子供たちも相当数いるといふわけでございます。

そういうことで、中高一貫教育のメリット、よさといふのはもつと訴えていかなければいけないといふ御指摘はそのとおりかと思ひますけれども、一方で、現行の中学校、高等学校制度においてメリットを見出ししているという親や子供たちもいるということもございまして、今申し上げました選択的な導入、しかし、実質的に選択が可能となつた整備は必要である、こういう言い方で、今私ども説明をしているわけでございます。

○藤村委員 先ほどの大臣の答弁にもございまして、今回の中高一貫教育制度の導入に關しては、選択肢を広げるのが目的と、もし間違いがあれば修正いただいて結構です。

いや、私は、それは一つの目的かもしれませんが、目的といふほど選択肢を広げることとはそんなに大したことはないんじゃないかと思ふのです。やはりこの重要な時期に、中高一貫の六年制の教育もできます、あるいは六年制の教育を今からやりますといふことの中心の方がより重要じゃないかなと思ふのです。

そこで、では、選択肢ということが大分重用されておりますので、これもそも論でございますが、選択肢が広がる、うん、いいことだと私も最初は受けとめました、いろいろな方の御意見を聞いてみると、うんと考えるところがあるのです。つまり、小学校六年生の子に、確かに私立を考えれば選択肢はありましたけれども、基本的にきょうまでは公立においては選択肢はなかつたのです。ゼロです。今度は初めて選択肢ができた。これは大変な変化を掛けたりつたりなもので、やはり大変な変化であります。そうすると、これは選択肢をふやすというよりは初めてつくるといふことでありますから、この

選択肢を初めてつくるときに、小学校六年生の子供に、先ほどの五ヶ瀬の話は子供たちがみずから選んで来たという、それはそれで選べる人はいし、選んで行く人もいいのですが、これは全員に選択肢を与えるわけですから、困るな、あるいは保護者にとつてもどうしたらいいのしょうという、今こういう相当大きな心配や不安も出ているのではないかと。

かつ、実際、想像しますと、この法律ができてどうなるかというと、研究実施協力校が何か、今県で三校程度です、まずは三校程度各県にできるかなとは思いますが、そうすると、では、日本の小学校六年生の子供たちにみんな選択肢ができましたよと大きな声で言えるのかなと。いや、うちからはとてもあんなところは行けませんよと言ふ人の方が多いのではないかなと思うわけでありです。

だから、選択肢ができた、選択肢を広げるのが目的という、そこに余り重点を置かない方がいいのではないかと私は考えるのですが、その点について大臣はいかがお考えでしょうか。

○町村国務大臣 もちろん中高一貫はそれ相当のやりがいがあるからそれは導入を今回考え、お願いをしているわけでございます。ただ、選択肢があるというのは、ただ単にどっちでもいいのだよという程度の話ではなく、私は非常に重要だと思ふのです。

なぜかという、今委員御指摘のように、小学校、中学校は選択肢がない。もちろん私立というのがあるわけですが、私立を除いて考えれば、確かにあなたはA小学校に行きなさい、B中学校に行きなさい、言うならば割り当てられていたわけですね。そこに選択肢があるということ、私は非常に大きな意味がある。

そのためには何が今必要になってくるかというと、今は公立のどの小学校も中学校も、むしろ特色がないことをもってよしとするとは言いえないまでも、どこをとつてもそう違いはないということをむしろ強調してきたのだらうと思ひま

す。それはまさに平等という概念であり、それではみんな一斉にやってきた。ある時期まではそれでよかったかもしれない。私は、これからは公立の学校も特色のある学校づくりをやつてもらうということが、選択肢を拡大する前提としてどうして必要だと思ひます。

したがって、それぞれの校長先生が、我が小学校は、我が中学校は、こういう学校としてこれからやっていきたい。言うならば、私学で言うならば建学の精神という言葉がありますが、それに匹敵するぐらいの心意気で私は公立の小学校も中学校もやつてもらふ。そして、そのことがただ学校の中で行われていたのでは意味がないのであつて、それが地域の住民の方々あるいは子供を持つている親にその情報提供がしっかりと行われる、そのことが相まって、初めて子供にしろ親にしろ選択肢ということが可能になってくるわけですね。どこをとつたつて同じだ、情報もないのでは、これは選択肢のしようがありません。

したがって、選択肢の拡大というその裏には、私が今言った特色ある学校づくり、校長先生がリーダーシップを発揮して、特色ある学校づくりということ、外に開かれた学校、情報提供がほとんど発信できる学校にしていこうということが前提として必要だ。そこで初めて選択肢というものが出てくるのであつて、ただ単にどちらでも選べますよということ以上に、私は、そうした今までの学校のあり方をかなり根本的に変えていかないと、この中高一貫というのは導入できないと思ひます。そこまでの深みと広がりを持つた内容を持つものである。

逆に、中高一貫に踏み切るというのは、小学校、中学校の今までのあり方がある意味では根本的に見直してくださいという意味合いを持った提言であるというふうに、それぞれの学校で、それぞれの都道府県、市町村で受けていただきたいな、私はこのように考へているわけでありま

ただの問題ではなくて、むしろ現状の、あるいはきょうまでずっとと長年やってきて、ある意味ではマンネリ化している中学、高校に大きな風穴をあけるのだというぐらいの意気込みである、その点は非常にいいことだと思ひます。ただ、そのことを中高の先生たちや現場の校長さんはんはみんなわかつているのであろうかな、やはりこの辺は議論の中で明らかにしていかなければいけないと思ひます。

それと、もう一つの視点としては、今おっしゃった、子供たちのためにもあるいは今の学校の現状のためにもという、これは改革であります。が、このときに、ちょうど中高というのがいわゆる中等教育という意味で、そしてここにいけば風穴をあけるという話でございますから、その意味では今後の中等教育全体の改革というものを展覧していかなければならぬわけでありま。それについて、文部省の現時点の考え方を示したいた

たいと思ひます。

○辻村政府委員 中学校、高等学校が中等教育と言われるわけでございます。この中等教育の改革につきましましては、さまざまな面の改革があり得るわけでございますが、一つは内容の面、もう一つは制度の面、両方のアプローチがあるかというふうな思ひしております。

制度の面といたしましては、ただいま御審議いただいておりますいわゆる中高一貫教育の選択肢導入という形で、個性化、多様化と言われる中等教育の課題を制度の面から対応していこうというものが一つでございます。

ただ、中学校の段階はまだ義務教育の最終段階ということ、やはり基礎、基本の徹底ということに留意しつつ、しかし中学校の段階から個性化といった点を重視していくべきであらうということ、しかし高等学校の段階になりましたならば、むしろ一人一人の個性、特性というものを教育内容の面から伸ばしていく、そういう視点に立つて今教育内容面での検討が行われております。こうした制度の面と内容の面と両方相まって、この中等教育の改革というものが進められていくべきものだらうと思ひます。

もちろんそれ以外に、例えば人的条件整備でありますとか物的条件整備でありますとか、あるいは学校の運営のあり方でありますとか、いろいろあるかと思ひますけれども、私どもが今所管しておりますものといいたしましては、この二つが大きな柱であるというふうに認識をいたしております。

○藤村委員 でしたら、中等教育改革は、いわば制度面で今回風穴をあけるといふことですから、これはスタートと考へてよろしいのでしようね。

○町村国務大臣 スタートとか第一歩という、何か最終的に一つのこういふのがあつて、その第一歩という意味では、必ずしもまだ私どもも最終的にどういふ姿がいいかということを描き切っているわけじゃございませんので、第一段階、第二段階、第三段階の第一段階ということでは必ずしもございません。

し上げた幼稚園と小学校、小学校と中学校とか、あるいは小中高とか、いろいろな形があり得るのだから、こう思っております。そこまですべて見通した第一段階と言われるとそうじゃございせんが、しかし、学校制度をよりよいものに変えていくためにとにかく足を踏み出したということかと言われれば、私はそういう思いで今回のこの中高一貫を位置づけたいな、こう思っております。

〔委員長退席、小川委員長代理着席〕

○藤村委員 やはりそうでなければ改革に値しないと思うのです。

つまり、五十年余りやってきたものを先ほど総括やら評価をしていただいて、その上で、二十一世紀という新しい世紀を迎えるに当たっての日本の教育制度を、これは制度面の方ですが、どうするかというものの第一歩か一つのスタートかということが今回の学制の選択の導入であるし、それから内容面でも、先ほどの辻村局長のお答えの中では、どうしても義務教育の三年が残っている言にくいのですが、やはりの十二歳から十七、八歳の教育制度という中身をどうするかという考え方もつてぜひ改革に向かつていただきたいわけですね。

確かに、六・三の義務教育と残りの後期中等教育の部分とで、きょうまではずっと法律がそれであつたからその発想しかない。しかし、ひょっとしたらその法律を変えればいいわけですから、より重要なことは、十二、三歳から十七、八歳の間の教育の中身をどうしようか、こういう方向で考えていただかなければいけないのではないかなと私は考えております。

もう少し今回の具体的な話について質問をさせていただきますかと思うのです。

中高一貫教育研究会、これは今年度の予算で一億円をつけていただいて、一応四十七都道府県で設置をするという方向であります。聞いてみると、まだ動き出していないということです。むしろ今から通知、通達されるので、これは市町村

でもやるのでしょうか。

それからさらに、これは先ほどの肥田委員の質問にもありました。この会議というものは、中高一貫という新しい制度の導入をしようとして、それをフォローしていくためには、少なくとも今後十年ぐらい継続してやっていかないとけないのか、その意気込みがちゃんとあるのかどうか、お聞かせください。

○辻村政府委員 平成十年度にスタートいたしましたこの事業でございますが、これは、私どもの事業の積算の考え方といたしましては、都道府県とそれから希望する政令市ということになってございまして。したがって、市町村におきましては、ぜひ県なりの協議の中に参加をしていただいて、中高一貫教育について同じ土俵で検討していただくような形で加わっていただいたらと思っております。

それから、この検討の場でございますけれども、私どもとしては、できるだけ長く予算措置も講じて、中学校、高等学校の接続という大変重要な問題でございますので、各県において検討する、それを私どもも財政支援という形で続けさせていただきます。また、財政当局の御努力を得ながら、できるだけそういう方向に続きますような努力をしていきたい、こんなふうに思っております。

○藤村委員 それで、今回の改正法律案からいいますと、中等教育学校の六年制と、同一設置者による中学校、高校の併設と二つが対象でございます。中教審ではもう一つ、設置者が違う中高の連携型、おおむね今の三つが中高一貫教育というふうにならわれているのですが、この辺、手短かにこの三つの違いをくつきりと説明しておいていただきたいと思います。

○辻村政府委員 今回法律で規定をいたしておりますのは、中等教育学校という一つの新しい学校種として中高一貫六年制の教育を行うもの、これが一つでございます。それから、もう一つ法律で規定をしております

のは、併設型、私どもこういうふうと呼んでおりますが、同一の設置者、都道府県なら都道府県、市町村なら市町村が中学校と高等学校を併設して設置をする。それぞれ中学校、高等学校は、形の上では独立をしているわけでございますけれども同一の設置者が設置しているということと、この間に入試選抜なく接続して中高一貫を実施するというものでございます。

これはどういうメリットがあるかということでございます。まず、中高一貫教育の利点として、同一の生徒が六年間生活をともにするという形での利点といたしましては、教育職員の組織も教育課程も生徒の集団も一元的な単一の組織が適当であるわけでございます。そういう判断をいたしました場合は中等教育学校ということが選ばれるのであります。

しかし、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、六年間という長い期間でございますので、同じ生徒が長期間同一メンバーでいるということと固定化されることによる問題、あるいは高等学校段階でも一度進路変更の一定程度の機会を確保するというような要素も入れてはどうかというように考えます。少し緩やかな組織形態ということが考えられるわけで、そういういたしますとこの併設型の中高一貫校というものが想定されるということと、この二つを法律上規定したわけでございます。

もう一つのいわゆる連携型と申しておりますのは、現在の市町村立中学校と都道府県立高等学校、したがって、前の二つと違ひまして設置者が違うわけでございます。異なった設置者が中学校、高等学校を連携させる。例えば教育課程を両校で協議して決めるというような形、あるいは教師が相互に交流をするというような形、そういう形で連携して前の二つの中高一貫教育に準じた教育を行っていく、こういうものを想定している。この三つを私どもは想定しているということでございます。

○藤村委員 実態的には実は三つ目が多分一番多

くなりそうでありまね。実態としても都道府県立の高校が多いし、市町村立の中学校が多いわけですからね。

では、三つ目の連携型については、今回の法律とどうかかわるのか、政令でどのように考えていらっしゃるのか。それから、これは高校入試はどうなるのか、その辺ちよつと答えください。

○辻村政府委員 連携型は、ある意味で事実上中高一貫教育を行うという形を想定してございまして。ただ、ある中学とある高等学校が、では何らかの形で連携といえいかということでありまして、それは今もあるわけでございます。何も連携型とわざわざ呼ぶ必要はないわけでございます。

私どもは、これから国会の御議論等を踏まえながら検討してまいりたいと思っておりますが、今の考え方といたしましては、中学校と高等学校とで教育課程の編成につきまして協議をして教育課程を編成していく、そしてできれば教師たちの交流とか、あるいは学校行事等を共同してやりますというふうな形で連携が深まる、そういうものを想定してございます。

それで、入試の方でございますけれども、そうはいいまして、連携型の中高一貫学校といえますのは、あくまで通常の設置義務を負って設置されます中学校と都道府県が設置しております高等学校の間の連携でございます。それは他の一般的な連携に入っていない中学校と何ら性格が違うわけではないわけでございます。したがって、その中学校の卒業生のみを例えば無選抜で高校につなぐということになりますと、やはり他の中学校との間での不公平ということになろうと思

います。しかし一方で、連携型という形で中高の間の連帯と申しましようか連携が深まっているわけでございますので、そういう要素を考慮いたしまして入学者の選抜は行なうわけでございますけれども、できれば、これはまだ検討中でございますけれども、各設置者によつては緩やかな形の、簡易な形

の選抜ということも認めていっていいのではないかと。というのは、中学校と高等学校の間で先ほど申しましたような連携が日常図られているわけでございますので、そんなことを考えていってはどうか。ただ、入学者の選抜というのは、そういうものは行わないと他の中高との関係でのバランスを失する、こんな認識を私どもは持つております。

○藤村委員 確かに、今のは全然わかりにくい。要は、連携をするのも中高一貫教育なんですよとおっしゃったのですか。

であるならば、小学校六年生の人は、連携であれ中高一貫教育を望んで行くわけですね。その中学校へ行ったら人は、連携している高校へやはり全員入らないといけないのですよ。そうすべきだと思いますが、いかがですか。

○辻村政府委員 先ほど申しましたように、この中学校は、就学指定を受けてまして、通常は通学区域をベースにいたしまして就学をする学校であるわけでございます。その学校に入った、そのことによつて特定の高等学校は無選抜であるということになりますと、他の中学校との不公平ということがあるということが一つ。

それから、仮にその高等学校とその中学校の間で協議をしてこういう教育課程だということにすれば従わなければならないというようになりなす、通学区域をもとにして指定されて就学したその中学校に特別の負担がかかるということにもなるわけでございます。

当該生徒は、他の高等学校へ進学するということを希望しながら、たまたまその区域にあつたということですのでその中学校に学んでいるというわけでございますので、たまたまその中学校に就学した、そのことによつて特定のカリキュラムあるいは特定の高等学校との連携という形で教育課程というものが義務づけられるということは問題であるというふうに思うわけでございます。そういうことで、先ほど申し上げましたような仕組みを今私どもとしては検討しているというこ

とでございます。

○藤村委員 中高一貫を今回導入するからには、小学六年生での選抜があるわけですね。そこで、連携校が近くにあって、それも中高一貫教育ですよということだとおっしゃったので、それならば基本的にやはりそこを優先するか、それとも別な三年制の中学を選択するかをまず六年生で選択しているわけですね、保護者も。

そこで、連携である中高一貫教育に自分はやはり行きたいというので行つたときに、その連携の高校に行けなかったら、これはだまされたということになりますか。

○辻村政府委員 中高一貫には三つの型があるわけでございますけれども、いわゆる中等教育学校、これは本人が希望をして、入学者の決定を受けて入っていくわけでございます。それから、もう一つの併設型につきましても同様でございます。併設型の中等教育学校を希望して、そして入学の決定を受けて学ぶわけでございます。しかし、連携型の中学校は、通学区域をベースに就学指定を受けてそこに就学する、その学校を前提にしてございす。ですから、藤村先生のお話のように、もし通常の地域の通学区域とは別の中学校ということでありますれば、それは併設型の中学校というようなものを選択していくということになろうかと思ひます。

私どもが想定しております連携型の中学校、高等学校と申しますのは、通常の今の就学指定を受けて入った中学校、その中学校につきましても連携型という形で中高一貫に準ずるものを実現していつてはどうかということと今検討しているものであるわけでございます。

○藤村委員 連携型について、まだやや方針が揺らいでいるような気が私にはいたしますので、ここは連携型も含めた三つを中高一貫教育導入のこの際を考えていただきたい。少し積極的にその連携型の方も考えていただかないと、多分実態として一番多いわけですね。

連携型だって、ある意味では小学校六年から選抜制にすべきではないか。かつ、中高一貫教育のいわばメリットを生かそうというなら、当然連携型の六年制でいくのだという、ここは確実に保障をしてもらわないと、もちろん制度的に一部入試がありますよというのはいいですが、しかし、それは後期の課程へ入るときにまさに入学者選考方法によるわけですから、そこは弾力的に考えた方がいいわけですね。その辺、これは政令でやるということですから、ちよつとくきを刺し、念を押しておきたいと思ひます。

さらに具体的には、今度は通学区域の問題。これは、先ほど肥田委員の方からもありましたが、今の連携型は、いわゆる決められた通学区域の学校がたまたま連携型であるのかそうでないのかという、これは本人の選択でなくするので、政令によつて。

○辻村政府委員 私ども、先ほどの先生の御提言で、むしろ現行の中学校の就学のあり方、そのことと自体も見直しをしまして、そのルールも変えて、公立の中学校につきましてもどこで学ぶかということにつきましても、そこに選択を基本的に入れて中学校を決めていくということになりますと、それはまたいろいろな検討ということになろうかと思ひます。

私どもが考えております連携型と申しますのは、現行の就学指定制度を前提にいたしまして、通学区域をベースにして指定を受けた中学校、その中学校が近隣の、恐らく近くにあると思われます高等学校とさまざまな形で連携を図っているときに、その高等学校に進学を希望する者につきましては、今のような形で扱いになるということとを申し上げたわけでございます。

したがいまして、そもその中学校の就学指定のあり方そのものを基本的に見直すべきであるという御提言になりますと、それはまた別途検討をしなければいけない。私どもが想定しております、この場で検討しております連携型とは違つてくるわけでございます。

○藤村委員 ですから、この際に、中高一貫教育を学校教育制度の中で一つ位置づけて導入しよう、その中には中等教育学校がある、併設型がある、連携型があります。そこへ入れない、連携型だけ外して、これは今までどおりですよというちよつと、改革をしようというのですから、それも一番重要な時期の、成長期の六年制教育をやるうと。やはりこれは、積極性がないと腰が引けているように思われるのです。だから、何のための法改正かということになつてきかねないわけでございます。

そうすると、今度は中等教育学校、新種の方ですね、これは今文部省はどう考えているのですか。全県一区なんですか、それともそれなりの指定を、ある地域というふうな想定するのですか。

○辻村政府委員 まさにどのような中等教育学校を、併設型も含めまして設置していくべきか、そしてそれはどのような内容のものにするのか、あるいはどのような規模にするのか、そしてその場合の入学者の通学区域はどうあるべきか、これは私ども、先ほど予算措置を講じたというのを申し上げたわけでございますけれども、その事業等を活用していただいて、そして幅広い検討の場を経まして決めていただく、それぞれの設置者の御判断によつて決めていただくべきことであらう、こんなふうな思つております。

○藤村委員 設置者の判断ということに、設置者もなかなか困つていようであります。

全県一区にしたときには、当面はそんなたくさんないわけですから、そうすると県内からずっと希望者がある、そこでやはりどうしても小学校六年生の人たちを対象とした一応入学の選考というものをせざるを得なくなります。選考方法については午前の質問でも大分ありましたので、余り深入りいたしません。例えば、それが六年制で、結局、今度は公立の進学校ができたみたいな評判が立つて、全県から人が集まり出すと、またこれは雪だるまのようにそういう方向へ流れていく可能性がある。そうすると、受験年齢の低年齢

化だと言われるのです。

私は、現在のいわゆる公立有名進学高校というのは、現在の逆には逆にならぬ、中高一貫の連携も併設も、もちろん中等教育学校に転身することもしない、こんなことが起こりはないかなと思うのです。そういう御心配はないのでしょうか。

○辻村政府委員 それは各都道府県の実情がそれぞれ御判断、そしてそれぞれの地域の事情が違ふわけでございますけれども、例えばいわゆる有名校、伝統校と申しましても、そして中学生たちがだれもがそこに学びたいという高等学校があったとした場合に、それが併設型の中等教育学校になった、そういったしますと、その併設型の中学校に入りますと無選抜でその高等学校に学べるということになるわけでございますので、その場合は中学校段階での入学者の決定というのが大変な、どういったらいいのでしょうか、関心を呼び、過熱化するということは想定されると思います。

そういう場合は、したがって、通常の中学校、高等学校という形で中学校を卒業した者が、そこは従来どおりの入学選抜を経てその高等学校に進学していくという形の選抜は予想されるだろうというふうには思われます。

○藤村委員 それで、この法律を案するということとは、これは公立学校だけでなく、当然私立学校も、今までは私立は中高一貫教育を実態的に実施していても中学校と高校であったのが、まさに中等教育学校が私立でしっかりとできるようなものになるわけでありませう。

このときに、私は、私学の独自性といふことか、ある意味では、今まで中高一貫の教育で大学進学予備的なイメージを持った私学があつて、それが中等教育学校でさらに拍車がかかる、それは、私は私学の自主性でそういうことがあつていいと思うのですが、ただ、そういうことに対して心配をされる方もあるし、文部省だって、中等教育の段階でまさに大学予備校化してもらつては困ると当然思われますよね。そういうことに対しては、どう措置するのか、あるいは対応するのか、

あるいは考えていくのかということ。

それから、都道府県にできる中高一貫教育研究会なり、この中高一貫教育を考へようという枠組みに私学はどういうふうに参加していくのが望ましいかと考へるか、あるいは参加するべきであるかと考へるか。いわゆる教育委員会と都道府県知事、部局という、役所流に言う縦の連が、その辺のお考えをどう乗り越えられるのか、その辺のお考えを示してください。

○辻村政府委員 この中等教育制度、いわゆる中高一貫制度は当然私学にも適用されるわけでございます。ただ、私立の学校が、新しく法律で規定されます中高一貫制度を選択するかどうか、これは私学の判断に任されるわけでございますけれども、国公私を通じてこれは適用されるわけでございます。

したがって、私どももいたしましては、各都道府県等に設けられます検討の場にはぜひ私学の関係者にも参加をしていただきたい、そして各都道府県、市、それぞれにおける中高の接続の問題につきまして御関心を持っていただき、御検討に加わっていただきたい、こんなふうに思っております。

○藤村委員 それで、少しイメージとして考へていきますと、現在ある商業高校なり工業高校なり、いわゆる専門高校が地域の中学校と一体化する、こういうケースも相当出てくるかと思うのです。このときには、中高一貫教育の学校の特色というものは、やはり以前の、商業高校であったら商業、工業であったら工業というふうな、そういう特色がある程度あつていいのじゃないか、あるいは、あることが望ましいのじゃないかと考へるのか。

一方で、今高校の総合学科制に向けての動きは相当むしろ好感され、ある意味では少し加速しているかと思うので、そうすれば、むしろ今まで工業であったり商業であったりとも相当総合学科に移行していったらいいのじゃないかというのと、二つの考え方があつたかと思うのです。この

辺、今何か想定して考へていらつしやるかどうか、教えてください。

○辻村政府委員 私どももいたしましては、中等教育学校、中高一貫制度の実施の有無にかかわらず、各学校の生徒たちの実情を踏まえまして、それぞれ魅力のある学校をつくつてほしい、こんなふうには思つております。

そこで、総合学科という制度は平成六年度からできておるわけでございますけれども、十年度には百校を超える総合学科が全国で見られるようになっております。それは、普通科からの転換もございまして、いわゆる専門高校からの転換もございまして、それはそれで、各設置者におかれて慎重な検討を経た学校の活性化策として評価していきたいと思つております。

したがって、じゃ何でも専門高校は総合学科に変えればいいのかという、そうでもないだろうと思ひます。仮に無理してつくりましても、地元ニーズあるいは生徒たちのニーズに合ふなければ、そこは生徒たちが志望しないというふうなことになるわけでございますので、したがって、どういった内容のどういうコースをどんなふうにつくっていくかということにつきましては、先ほどの検討の場を中心として慎重な検討をしていただければ幸いというふうに思つております。

なお、参考として申し上げます、先ほど肥田委員の御質問にお答えしまして、岡山市でこの中等教育学校の設置の検討が行われているということをおし上げたわけでございますけれども、それは工業高校、商業高校というものを総合学科に変える、そして中学校もこれに加つて中等教育学校をつくるわけでございますけれども、その場合は従来の工業高校、商業高校をベースにしつつ、国際文化、情報科学、健康福祉、工業技術という、この四つの系列に生まれ変わらせた形で併設型の中学校、高等学校を検討している、こういう実情はございます。

○藤村委員 ですから、いよいよ今の専門高校についてどうしていくかということも、この際に

相当これは方向を出していく必要があるかと思うのです。

高校レベルでの商業、工業その他専門的學校を今後やはり育て、十分にその分野での技術者養成だとか職業人養成に期待をするのか、それとも、その辺の部分については少し総合学科的に移行させていくのか、国の方針というのが少しない地方も困るのじゃないかなと思うのですが、今お考えがありますか。

○辻村政府委員 私どもは、専門高校につきましては、数年前、有馬先生を座長にいたしまして、今後の専門高校のあり方についての検討をいたしました。「スペシャリストへの道」という形で御報告をいただいたわけでございますけれども、やはり専門高校はそれだけでニーズがあるわけでございます。しかし今のままではいけないという形でございます。したがって、私どもとしては、専門高校は専門高校として、そうした御報告の趣旨等も参考にしながらその充実を期していきたい。ただ、専門高校、総合高校、普通科、大きくこの三つの型があるわけでございますけれども、それぞれをどんなふうな形で組み合わせ、それぞれの都道府県内の高等学校教育をシステムとして構築するか、これは各都道府県等におきまして幅広い検討を経て御決定いただければいいのではないかと、こんなふうに思つております。

〔小川委員長代理退席、委員長着席〕

○藤村委員 それでは、今度は中高一貫教育における教育内容という面で、先ほどいわれる中等教育改革の柱として、当然、内容それから制度ということでございますので、内容について、まず、学習指導要領という現存のもの、これを新種の中等教育学校ではどういうふうな扱いのか。

法律で見る限り、単純に今の中学校と高校をくっつけただけの話なんです、それでは中身がやはり、せつかくの一貫教育をやるのですから、ちよつと工夫が必要であらうかと思うのです。多分、中学三年時点あたりから弾力的に選択制

をふやしたり、そういうことは中教審では言われておりますが、今考えている文部省の方針、学習指導要領の取り扱いはいかんといいことではありません。

○辻村政府委員 現在私どもが考えておりますのは、形式的に申しますと、中学校、高等学校と中等教育学校というのは別種の学校でございますので、学習指導要領は、中学校の学習指導要領、高等学校の学習指導要領というもので、そのまま適用ということにはならないわけでございます。

したがって、私どもはいたしましては、新しい中等教育学校の学習指導要領をつくるのか、それとも中、高の準用するののかという二つの選択肢があるわけでございますけれども、基本的に、中、高の学習指導要領を準用するという方向で今検討いたしております。

ただ、中教審からの御指摘もございまして、中等教育学校、中高一貫教育のよさを生かすということ、単純に二つ足すということではなく、特例措置を講じて、許される範囲で弾力的な教育課程の編成、実施ができるような、そういう仕組みを付加するという形で準用してどうか、こんなことを今検討いたしておるところでございます。

○藤村委員 午前中にもそのお答えがありました、特例措置を検討ということでありまして、これはどういうことなんでしょうか、政令とか省令でやっていく。それをやるに当たっては一体だれが検討していくのでしょうか。

○辻村政府委員 最終的には、学校教育法施行規則でございますので、文部大臣が定めるということであるわけでございます。ただ、国会の御審議等を踏まえながら、教育課程審議会の場にも御検討を煩わすということも考えているところでございます。

○藤村委員 これは国会の審議も重要になりますので、私は、まず中等教育の六年制をやるならば、新種の学校種でありますから、六年制のいわゆる学習指導要領を新たに、これは今から時間は

かかっても構わないと思うのですが、当然つくるべきで、それがないと、単に中学校の三年と高校の三年を足しました、若干の特例で弾力的にはできますという程度にしか期待をしていないのかというところになりかねないと思うのです。これは教員免許もそうだと思いますが、やはり新たな学校種に新たな学習指導要領という方向をぜひ検討されるかどうか。

○辻村政府委員 この点は我々も種々検討したわけでございまして、中学校の段階は義務教育というところでございまして、国民すべてに最低限の知識、技術を身につけさせるということに立ちますと、中等教育学校を選択した子供と既存の中学校、高等学校で学ぶ子供の間に、そこに公平と申しましようか不均衡があつてはならない、不公平と申しましようか不均衡があつてはならないというところで、中学校の学習指導要領、高等学校の学習指導要領を原則準用するというところで私どもは今検討いたしております。

ただ、文部省には研究開発学校という制度がございまして、この研究開発学校になりますと、学習指導要領によらない教育課程を編成、実施するということが法制的にできるわけでございまして、そういう仕組等もあわせ、そしてこの中等教育学校、中高一貫校の教育課程につきまして、弾力的な運用ができる、どのようになさすべきか、そういう検討をあわせてしていきたい。しかし基本的には、中、高それぞれの学習指導要領を準用するということを基本に対応していきたい、こんなふうに今は考えております。

○藤村委員 そこで、六・三の義務教育というものが何かとネックになるような気が今したのです。

そこで、そもそも論の最初にやりました義務教育制度の過去の評価とか現時点の見解を伺ったわけですが、義務教育というものが、確かにいわゆる無償という意味で九年間保障している。これは憲法にも書いてある。これでこれはいいのです、その中身までをそんなに縛る必要があるのか。

か。ある意味では、六年制の小学校に手をつけなくてもいいですけれども、三年制の中学校と今から六年制の中等教育学校をつくらうというときには、この部分の中身は、教育内容、課程というのは、義務教育だからというその法的制限なしに、少し別な発想で、やはりこの期間に、時代も相当変わってきている中でこういう教育目標を持たせる、これは学校教育法のいわゆる中学校の目的を変えるわけですが、そこで考えられないのか。これは文部大臣にお尋ねした方がいいかと思ひます。

○辻村政府委員 今回の中等教育学校制度でございましては明確にしてあるわけでございまして、最終の目標、目的は高等学校に倣う、しかし前期課程、後期課程という区分を設けまして、その前期課程の教育の目標、目的というのは中学校に倣う形で書いてございまして、これは義務教育といたしてもあるわけでございまして、けれども、そこを終えた者に対してさまざまな資格が派生してございまして、その課程を終えた者は中学校卒業としてみなすという形で、中学校卒業という資格がさまざまな分野にかかわってくるわけでございまして、

そういたしますと、その中等教育学校を六年間一つに見て、そして、五年生でやるべきところを二年生でやる、二年生でやるべきところを五年生でやるという形で自由によつたした場合に、ざりざりした議論になりますと、義務教育の段階で、前の三年間の間に中学校と同様の内容を修めておくべきなのではないか、修めていないのに中学校卒業という資格を与え得るかどうかというような議論が出てくるわけでございまして。

そういうことも考慮いたしまして、そのあたりは議論をなくすという意味で、この中等教育学校につきましましては、三年のところを中学校卒業と同等という内容を形式におきましても実質におきましても明確にする、こういう形で今回の法律案をつくっているわけでございまして、したがっていまし

て、その帰結をいたしまして、内容面におきましても原則、中学校の学習指導要領に倣う、それが妥当であろう、こんなふうに考えているわけでございまして。

○藤村委員 局長が答えるのは、そうしか答えられないのだからと思ひます。

ただ、中学卒業という資格が非常に重要であつた時期、当然、過去、戦後ずっとあつたわけですが、今や何とも言われる、高校まで行く人が九六、七％という中で、高校全入時代を迎えて、中学卒業の資格にこれだけのものがあるならば、むしろ、九年間の義務教育というのは、九年間いわば国が無償で教育を受ける権利を保障します、ここが重要であつて、その中身の限定までをそんなに今までどおり、戦後のすぐのときからのとおりにかえていく必要があるのかな。

かつ、ここで中等教育という六年制のものを新たに文部省でつくつてやれることにしているわけですから、それならできるだけそれがうまくやれるための、かつ、その六年教育が非常にうまく機能するための方策を考える中で必要なら今の中学校の目的を変えていいのではないか、あるいは考え直して、見直しを始めていいのではないか、こう考えるわけでございまして。

それで、もう一つは教科書の取り扱いということになります、一貫校、つまり中等教育学校、それから併設校、それから連携校と三つの種類で教科書選定というものはどういうふうに想定されるのでしょうか。

○辻村政府委員 今回の制度化されますいわゆる一貫校、併設校、連携型とあるわけでございまして、けれども、一貫校と併設型の中学校につきましましては、それぞれの学校において教科書の採択の決定をするという形を考えてございまして。

ただ、連携型につきましましては、先ほど通学区域の関連で申し上げましたが、現在、連携型の中学校、高等学校と申しますのは、就学指定を受けて就学する中学校、したがって、その点では他

制的にも内容のダブリなんか、繰り返しが減らさ

は、これはあくまでも高等学校ということでございますので、現在そのままの規定で高校標準法は

つきましては、義務教育費国庫負担法を改正いたしまして二分の一を負担するという形にしている

そこで、私どもは今、一つ国会に提出させてい

ただいたのは、結局実態としては同じだと思ふのですが、やはり国は方向を示さないとけない、そのときに六・六制というものを視野に入れて、我々は六・六制を目指して将来十年間でやっというところはつきりとした方向を示しておりますが、今回、文部省はこの六・六制ができませんというふうな端緒を開いた。ただ、やるかどうかは地方に任せますというのでは、ちよつと地方も困る。国の、文部省の大きな仕事の一つは、やはりそういう教育制度をつくることであります。その中身に余り立ち入らなくても、それは地方に相当任せますよ、しかし、基本の制度はこうですよというときに、この六・六制を、今後、今回の法改正によつてその方向を少し模索する、実験協力校とかを、幾つか各県でやりますけれども、これでよければ、その方向がある程度模索する、当然そういうふうな意図はわかるわけですが、そのことを、やはり千里の道も一歩からですが、その一歩がどっちを向いた一歩なのかということを示す大臣に示していただきたいと思ひます。

○町村国務大臣 大分詰めた御議論をしていただいたこと、感謝をいたしております。

それは、十年で全部という姿になることを、私も否定をしているものではございません。これは非常にいいということでもほとんど広がって、結果的にはそうなるかもしれない。しかし、今この段階で、私もとして、すべてそれにいたしますというのを言うにはいささかまだ、それは私立の経験はあるとはいふものの、現実に公立段階では初めてこれをやつていこうということでございますから、一定程度やはりならし運転をやつてみて、なるほど、いいなというのでほとんど広がっていくことを私もは何ら妨げようとは思つておりません。ただ、一挙に全部、それがすべてだ、また、それしか選択肢がないという姿に今法律で定めてしまうことには、やはり私もはいささかのためらいを覚えざるを得ません。

そういう意味で、とりあえずこれでスタートをさせていただきたいという姿勢にならざるを得ないのであります。何だ、及び腰ではないか、こういうおしかりもあるかもしれませんが、なかなか、ここが教育改革の難しいところかなと思ふのであります。

金融ビッグバンであれば、四月一日を期してすべての銀行が外貨預金を全部受け入れられますよといったようなことができませんが、教育制度というのには、ある面では大変大きな船でございますので、余り急にハンドルの切り過ぎてしまうと船が沈没しても困るという面もございます。したがってまして、まず第一歩を踏み出させていただきたいなというのが私の法案の趣旨であるという点は、委員も御理解をいただけるのではないかな、かように思つております。

○藤村委員 その方向を目指していただくということで、その際に、もう一点注意していただきたいのが、先ほど来、大分詰めた話で、やはりこの時期の六年制の一種教育というものは非常にいいのですよ、それは、やはり教育内容がこうだと。それは、常にきょうまで引きずつてきた三・三の頭で考へてはいけないうことをずうつと言ひ続けてきたわけでありませう。

その辺は、先ほど来、文部大臣はやわらかいけれども文部省はかたいと言われている。しかし、このかたさは相当大きく変わつていくわけですし、時代とともに本間に文部省も新しい発想もされていく。私は、そういう意味では評価しておりますので、これは余りこだわらずに、きょうまでの五十年やつてきて、それに対してやはりいろいろな問題があつたから今回こういう新しいものに踏み切るのであれば、その発想の部分で相当柔軟に、あるいは強力的に考へていくように、これは政令、省令を今からつくられるわけですから、その点をお願い申し上げます。長時間にわたりましてありがとうございます。

○高橋委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となつております本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、日時、人選等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、来る二十日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後三時四十三分散會

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「高等学校」の下に「中等教育学校」を加える。

第四条第一項中「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程を含む。」を加える。

第六条中「中学校又は」を「中学校、」に改め、「養護学校」の下に「又は中等教育学校の前期課程」を加える。

第三十九条第一項中「初から」を「初めから」に、「終り」を「終わり」に改め、「中学校」の下に「中等教育学校の前期課程」を加える。

第四十七条中「卒業した者」の下に「若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者」を加える。

第四十八条第二項中「これに準ずる学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加える。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 中等教育学校

第五十一条の二 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に

て、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。

第五十一条の三 中等教育学校における教育については、前条の目的を実現するために、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一 国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養ふこと。

二 社会において果たさなければならぬ使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的教養を高め、専門的な技能に習熟させること。

三 社会について、広く深い理解と健全な批判力を養ひ、個性の確立に努めること。

第五十一条の四 中等教育学校の修業年限は、六年とする。

第五十一条の五 中等教育学校の課程は、これを前期三年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。

第五十一条の六 中等教育学校の前期課程における教育については、第五十一条の二に掲げる目的のうち、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを実現するために、第三十六条各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

中等教育学校の後期課程における教育については、第五十一条の二に掲げる目的のうち、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを実現するために、第五十一条の三各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

第五十一条の七 中等教育学校の前期課程の教科に関する事項並びに後期課程の学科及び教科に関する事項は、第五十一条の二、第五十一条の三及び前条の規定に従ひ、監督庁がこれを定める。

第五十一条の八 中等教育学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かな

ければならない。

第五十一条の九 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に

ればならない。

中等教育学校には、前項に規定するもののほか、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

第五十一条の九 第二十一条、第二十八条第三項から第十一項まで、第三十四条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定は中等教育学校に、第四十四条から第四十五条の二まで、第四十八条及び第五十条の二の規定は中等教育学校の後期課程に、これを準用する。

前項において準用する第四十四条又は第四十五条の規定により後期課程に定時制の課程又は通信制の課程を置く中等教育学校については、第五十一条の四の規定にかかわらず、当該定時制の課程又は通信制の課程に係る修業年限は、六年以上とする。この場合において、第五十一条の五中「後期三年の後期課程」とあるのは、「後期三年以上の後期課程」とする。

第五十一条の十 同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、監督庁の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる。

第五十五条の次に次の一条を加える。

第五十五条の二 大学の学生以外の者として一の大学において一定の単位を修得した者が当該大学に入学する場合において、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の二分の一を超えてはならない。

らない。

第五十六条中「高等学校」の下に「若しくは中等教育学校を加える。」

第七十五条第一項中「及び高等学校を、」高等学校及び中等教育学校に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「肢体不自由者を」を「肢体不自由者に改め、同項第六号中「行なう」を「行う」に改める。

第八十二条の三第二項中「卒業した者」の下に「若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者」を加え、同条第三項中「これに準ずる学校」の下に「若しくは中等教育学校を加える。」

第七章の二中第八十二条の十を第八十二条の十一とし、第八十二条の九の次に次の一条を加える。

第八十二条の十 専修学校の専門課程（修業年限が一年以上であることその他の文部大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第五十六条に規定する者に限る。）は、文部大臣の定めるところにより、大学に編入することができる。

第八十九条中「第八十二条の十第一項を」第八十二条の十一第一項に、「一万円を」二十万円に改める。

第九十条中「三千元を」十万円に改める。

第九十一条中「一千元を」十万円に改める。

第九十二条中「五千元を」十万円に改める。

第九十三条中「及び中学校を、」中学校及び中等教育学校に改め、「の規定を削り、」を含む。の下に「及び第五十一条の八の規定を加える。」

第六十六条第一項中「第八十二条の十第一項を」第八十二条の十一第一項に改め、「第四十五条第四項」の下に「（第五十一条の九第一項において準用する場合を含む。）を、」第四十八条第二項「の下に、」第五十一条の九第一項及び「を、」第四十九条「の下に、」第五十一条の九第一項、及び第七十六条において準用する場合を含む。の下に、」第五十一条の七、第五十一条

の十を加え、同条第二項中「第八十二条の十第一項を」第八十二条の十一第一項に改め、「高等学校」の下に「中等教育学校を加え、同条第三項中「第八十二条の十第一項を」第八十二条の十一第一項に改める。

第七十七条中「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程を、」第五十一条の下に「第五十一条の九第一項を加え、同条同項を、」第二十一条第一項に改める。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）
第二条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「中学校」の下に「中等教育学校の前期課程を加え、同条第三項中「教頭」の下に「中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長及び教頭とし、」を加える。

第三条第二項及び同項の表中「中学校」の下に「中等教育学校の前期課程を含む。」を加える。
（中等教育学校の前期課程を含む。）を加える。
第六条の見出しを「（小中学校等教職員定数の標準）に改め、同条中「及び中学校」の下に「並びに中等教育学校の前期課程を加え、」小中学校教職員定数を「小中学校等教職員定数」に改める。

第六条の二中「中学校」の下に「並びに中等教育学校の前期課程を加える。」
第七條第一項第一号の表中「中学校」の下に「（中等教育学校の前期課程を含む。）を加え、同項第二号中「までの中学校」の下に「（中等教育学校の前期課程を含む。）以下この号において同じ。」を加え、同項第三号中「中学校」の下に「（中等教育学校の前期課程を含む。）を加え、同項第四号中「中学校」の下に「並びに中等教育学校の前期課程を加え、同条第二項中「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に、」中学校の教育課程に限る。」を「小中学校の教育課程を除く。」に改め、同条第三項中

「小中学校教頭教諭等標準定数」を「小中学校等教頭教諭等標準定数」に改め、「及び中学校」の下に「（中等教育学校の前期課程を含む。）以下この項において同じ。」を加え、小中学校教頭標準定数を「小中学校等教頭標準定数」に改める。

第八條第一号及び第二号中「中学校」の下に「並びに中等教育学校の前期課程を加える。」
第八條の二第一号中「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程」に改め、「当該学校」の下に「又は当該課程」を加え、同条第三号及び同号の表中「中学校」の下に「並びに中等教育学校の前期課程」を加える。

第九條第一号及び第二号中「中学校」の下に「並びに中等教育学校の前期課程」を加え、同条第三号中「中学校」の下に「（中等教育学校の前期課程を含む。）を加え、同条第四号中「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。

第十五條第一号及び第二号中「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。
第十六條第三項中「中学校」の下に「中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。」で「を加え、」に「限る。」を削る。

第十七條中「小中学校教職員定数」を「小中学校等教職員定数」に改める。
（公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正）

第三条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。
第一条中「公立の特殊教育諸学校」を「公立の中等教育学校の後期課程及び特殊教育諸学校」に改め、「もつて高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程」を加える。

第二条第一項中「校長」の下に「中等教育学校の校長を除き、」を加える。

第四条中「私立の高等学校」の下に「並びに公立及び私立の中等教育学校」を加える。

「第四章 公立の高等学校の学級編制の標準」を「第四章 公立の高等学校等の学級編制の標準」に改める。

第六条中「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程を含む。」を加える。

「第五章 公立の高等学校の教職員定数の標準」を「第五章 公立の高等学校等の教職員定数の標準」に改める。

第七条中「公立の高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。」を加え、「高等学校教職員定数」を「高等学校等教職員定数」に改める。

第八条中「学校数」を「学校（中等教育学校を除く。）の数」に改める。

第十条を次のように改める。

（養護教諭等の数）
第十条 養護教諭及び養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 高等学校の本校に置かれる三学級から二十九学級までの全日制の課程の数と高等学校の本校に置かれる四学級から二十九学級までの定時制の課程の数との合計数に一を乗じて得た数

二 高等学校の本校に置かれる三十学級以上の全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数

三 中等教育学校の本校でその学級数（定時制の課程の学級数を除く）が三十学級以上のもの（前期課程の学級数が三十学級以上のものを除く。）に置かれる全日制の課程の数と中等教育学校の本校に置かれる四学級から二十九学級までの定時制の課程の数との合計数に一を乗じて得た数
四 中等教育学校の本校に置かれる三十学級以上の定時制の課程の数に二を乗じて得た数

第二十二条中「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程」を、「当該学校」の下に「当該

課程」を加える。

第二十二條の二第一号中「高等学校」の下に「（中等教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第二十三條中「高等学校教職員定数」を「高等学校等教職員定数」に、「次の各号」を「次に」に改める。

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）
第四条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「中学校」の下に「中等教育学校の前期課程」を、「校長」の下に「（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）」を、「給与」という。の下に「並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）」を加える。

第二条中「高等学校」を「高等学校、中等教育学校の後期課程を含む。」に、「外に」を「ほか」に、「全日制の課程を置くもの」を「全日制の課程を置く高等学校の校長及び中等教育学校」に改める。

（義務教育費国庫負担法の一部改正）
第五条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
第二条中「及び中学校」を「中学校、中等教育学校の前期課程」に、「次の各号」を「次に」に改め、同条第二号中「都道府県立」の下に「中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）」、中等教育学校」を加える。

（義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正）
第六条 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「及び中学校」を「中学校、中等教育学校の前期課程」に改める。
第三条第一項第一号中「中学校」の下に「（第二

号の二に該当する中学校を除く。同号を除き、以下同じ。）」を加え、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 公立の中学校で学校教育法第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程（以下「中等教育学校等」という。）の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一

第五条の二第三項中「前条第三項」を「第五条第三項」に、「同条第四項第一号」を「同項第一号」に改め、同条を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

（中等教育学校等の建物の工事費の算定方法）
第五条の二 第三条第一項第二号の二に規定する建物のうち校舎及び屋内運動場の新築又は増築に係る工事費は、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、新築又は増築を行う年度の五月一日（新たに設置する中等教育学校等又は学級数を増加する中等教育学校等において設置年度又は第一学年の学級数を増加する年度（以下この条において「設置年度」という。）の前々年度から設置等年度の翌々年度までの間に新築又は増築を行う場合には、文部大臣の定める日）における当該中等教育学校等の学級数に應ずる必要面積から新築又は増築を行う年度の五月一日における保有面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たり

の建築の単価に乘じて算定するものとする。
2 第三条第一項第二号の二に規定する建物のうち寄宿舎の新築又は増築に係る工事費は、生徒一人当たりの基準面積に新築又は増築を行う年度の五月一日（新たに設置する中等教育学校等又は学級数を増加する中等教育学校等において設置等年度の前々年度から設置等年度の翌々年度までの間に新築又は増築を行う場合には、文部大臣の定める日）において当該中等教育学校等の寄宿舎に収容する生徒の数を乘じて得た面積から新築又は増築を行

う年度の五月一日における保有面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乘じて算定するものとする。

3 前条第三項の規定は中等教育学校等の校舎及び屋内運動場の改築に係る工事費の算定方法について、同条第四項の規定は中等教育学校等の寄宿舎の改築に係る工事費の算定方法について準用する。この場合において、同項第一号中「における当該学校の児童又は生徒のうち当該改築後の寄宿舎に収容する児童又は生徒」とあるのは、「において当該中等教育学校等の寄宿舎に収容する生徒」と読み替へるものとする。

第六条第一項中「第三項まで」の下に「第五条の二第三項又はは」を、「含む」の下に「第五条の二第二項」を、「必要面積は、当該学校」の下に「（中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）」を、「中学校」の下に「中等教育学校等」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「第五条第四項」の下に「第五条の二第三項又はは」を、「含む」の下に「第五条の二第二項」を、「中学校」の下に「中等教育学校等」を加え、「行なう」を「行う」に、「若しくは中学校にあつてはこれらの学校」を「中学校若しくは中等教育学校等にあつてはこれらの学校（中等教育学校の前期課程を含む。）」に改め、「当該学校」の下に「（中等教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

第七条の見出し中「当り」を「当たり」に改め、同条中「又は第五条の二」を「第五条の二又は第五条の三」に、「当り」を「当たり」に、「行なう」を「行おう」に改める。

第八条第一項中「又は第五条の二第一項」を「第五条の二第一項又はは第五条の三第一項」に、「きわめて」を「極めて」に、「行なう」を「行う」に改め、「当該学校」の下に「（中等教育学校の前期課程を含む。）」を加え、同条第二項中「第五条の二第三項」の下に「又は第五条の三第三項」を加え、「こえる」を「超える」に、「きわめて」を「極

め

めて、「行なう」を「行う」に、「同項第一号」を、「同号」に改め、同条第三項中「又は第五條の二」を、「第五條の二又は第五條の三」に、「行なう」を「行う」に改める。

(公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法の一部改正)

第七條 公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法(昭和二十八年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「規定する高等学校」の下に「(中等教育学校の後期課程を含む。の)定時制の課程及び通信制の課程」を加える。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第八條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一條」を「第六十二條」に改める。

第二十七條中「又は第五十八條第一項」を「第五十八條第一項又は第六十一條第一項」に改める。

第四十七條の二第一項中「高等学校」の下に「中等教育学校(後期課程に定時制の課程(学校教育法第四條第一項に規定する定時制の課程をいう。以下同じ。)のみを置くものに限る。)」を加え、「学校教育法第四條第一項に規定する」を削る。

第六十一條を第六十二條とし、第六十條の次に次の一條を加える。

(中等教育学校を設置する市町村に関する特別例)

第六十一條 中等教育学校を設置する市(指定都市を除く。以下この条において同じ。)町村

を包括する都道府県教育委員会は、第三十七條の規定にかかわらず、市町村の設置する中等教育学校(後期課程に定時制の課程のみを置くものを除く。次項において同じ。)の果

費負担教職員の任免、給与の決定、休職及び

懲戒に関する事務を当該市町村の教育委員会に委任する。

2 市町村が設置する中等教育学校の果費負担教職員の研修は、第四十五條、教育公務員特例法第十九條第二項並びに第二十條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。

(教育職員免許法の一部改正)

第九條 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二條中「高等学校」の下に、「中等教育学校」を加える。

第三條に次の一項を加える。

4 中等教育学校の教員(養護教諭及び養護助教諭を除く。)については、第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければなら

ない。

第三條の二第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「第一号から第三号まで」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 中等教育学校における前二号に掲げる事項

第四條第二項中「学校の」を「学校(中等教育学校を除く。の)に改め、同条第三項中「学校」の下に「中等教育学校及び」を加え、同条第四項中「学校」の下に「(中等教育学校を除く。)」を加える。

第十七條の三中「第三條」を「第三條第一項から第三項まで」に改める。

附則第二項中「高等学校」の下に、「中等教育学校の前期課程若しくは後期課程」を加え、「当該学校又は」を「当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は」に改める。

附則第十一項の表第二欄ハ中「高等学校」の下に「(中等教育学校の後期課程を含む。)」を加え、同表第三欄中「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程並びに」を加え、同表備考第二号中

「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程並びに」を加える。

附則第十九項中「第三條」を「第三條第一項から第三項まで」に改め、附則に次の一項を加える。

20 中学校の教諭の免許状又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三條第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ中等教育学校の前期課程における教科又は後期課程における教科の教授又は実習を担任する教諭又は講師となることができる。

別表第三第三欄中「これらに相当する」の下に「中等教育学校の前期課程又は後期課程並びに」を加える。

別表第五第二欄中「中学校」の下に「中等教育学校の前期課程並びに」を、「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程並びに」を加え、同表備考第五号中「を含む。」の下に「又は中等教育学校」を加える。

別表第七第三欄中「高等学校」の下に、「中等教育学校」を加える。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第一條中学校教育法第五十五條の次に一條を加える改正規定は平成十年十月一日から、次條の規定は公布の日から施行す

る。

(中等教育学校の設置のための必要な行為)

第二條 中等教育学校の設置のための必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 第七條の規定による改正後の公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法の規定は、平成十一年度以降の年度の予算に係る国の補助(平成十年度の国庫債務負担行為に基づき平成十一年度に支出すべきものとされたものを除く。)について適用し、平成十年度の国庫債務負担行為に基づき平成十一年度に支出すべきものとされた国の補助及び平成十年度以前年度の歳出予算に係る国の補助で平成十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(離島振興法の一部改正)

第四條 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第四項第一号中「若しくは中学校」を「中学校、中等教育学校の前期課程」に改め、同項第二号中「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。

別表(公立の小学校公立の中学校の項)中「学校」の下に「(次項に掲げる中学校を除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

公立の中学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十一條の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。)

建物の新築又は増築

地方公共団体

十分の五・五

前期課程の建物の新築又は増築

(豪雪地帯対策特別措置法の一部改正)

第五條 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條の見出し中「中学校」を「中学校等」に改め、同条第一項第二号中「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程」に、「へき地学校」を「へき地学校」に改め、同項第二号中「小学校又は中学校」を「中等教育学校の前期課程の寄宿舎の新築若しくは増築又は公立の小学校若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程」に改め、同条第二項第二号中「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第六條 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第五十條の二中「中学校」の下に「並びに中等教育学校の前期課程」を加える。

別表義務教育施設等の項中「中学校」の下に「中等教育学校の前期課程並びに」を、及び施設の下に「(同法第四條第一項第四号の規定によるものを含む)」を加え、同表高等学校教育施設等の項中「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程並びに」を加える。

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第七條 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第九号中「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。

別表第一中「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。

(過疎地域活性化特別措置法の一部改正)

第十五條の一部を次のように改正する。

第二十條中「中学校」の下に「並びに中等教育学校の前期課程」を加える。

(地震防災対策特別措置法の一部改正)

第九條 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第九号中「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。

別表第一中「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第十條 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号教育の項中「高等学校」の下に「中等教育学校」を加え、同表第四号就学の項中「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程を含む」を加える。

(関税定率法の一部改正)

第十一條 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一〇四〇二・一〇号中「中学校」の下に「中等教育学校の前期課程を含む」を、「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程を含む」を加える。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第十二條 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第四号中「中学校」の下に「中等教育学校の前期課程に限る」を加える。

(関税暫定措置法の一部改正)

第十三條 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一〇四〇二・一〇号及び別表第一の三第〇四〇二・一〇号中「中学校」の下に「中等教育学校の前期課程を含む」を、「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程を含む」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十四條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項第二号中「若しくは高等学校」を「高等学校若しくは中等教育学校」に改める。

(消費税法の一部改正)

第十五條 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十二号中「及び第五十一條(高等学校)を、第五十一條(高等学校)及び第五十一條の九第一項(中等教育学校)」に改める。

(教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正)

第十六條 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「高等学校」の下に「中等教育学校」を加える。

(教育公務員特例法の一部改正)

第十七條 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十三條の二第一項中「高等学校」の下に「中等教育学校」を加える。

(文部省設置法の一部改正)

第十八條 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第三号中「及び高等学校」を「高等学校及び中等教育学校」に改める。

第五條第十四号中「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程」を加え、同条第十九号中「中学校」の下に「中等教育学校の前期課程」を加える。

附則第八項中「高等学校」の下に「(中等教育学校の後期課程を含む)」を加える。

(国立学校設置法の一部改正)

第十九條 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「高等学校」の下に「中等教育学校」を加え、「特別の定」を「特別の定め」に改める。

(社会教育法の一部改正)

第二十條 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十九條中「第四十五條」の下に「第五十一條の九第一項」を加える。

(私立学校法の一部改正)

第二十一條 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「次の各号」を「次に改め、同項第一号中「(高等学校)」の下に「(中等教育学校の後期課程を含む)」を、「私立高等学校」の下に「(私立中等教育学校の後期課程を含む)」を加える。

第十條第二項中「次の各号」を「次に改め、同項第一号中「若しくは高等学校」を「高等学校若しくは中等教育学校」に改める。

第三十條第一項中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同項第三号中「私立高等学校」の下に「(私立中等教育学校の後期課程を含む)」を加える。

第六十四條第一項中「第八十二條の十第一項」を「第八十二條の十一第一項」に改める。

(図書館法の一部改正)

第二十二條 図書館法(昭和二十五年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第二号中「高等学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加える。

(産業教育振興法の一部改正)

第二十三條 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二條中「中学校」の下に「中等教育学校の前期課程並びに」を加え、「ろう学校」を「聾学校」に改め、「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程並びに」を加える。

(学校図書館法の一部改正)

第二十四條 学校図書館法(昭和二十八年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二條中「中学校」の下に「中等教育学校の前期課程並びに」を加える。

期課程並びに」を、「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程並びに」を加える。

(理科教育振興法の一部改正)

第二十五条 理科教育振興法(昭和二十八年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「ろう学校」を「聾学校」に改め、「中学校」の下に「中等教育学校の前期課程並びに」を、「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程並びに」を加える。

(青年学級振興法の一部改正)

第二十六条 青年学級振興法(昭和二十八年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「高等学校」の下に「若しくは中等教育学校を加え、同項第三号中「そなえた」を「備えた」に、且つ「を」を「かつ」に改める。

(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正)

第二十七条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。」を加える。

第三条第二項中「左に」を「次に」に改め、「高等学校教育」の下に「(中等教育学校の後期課程における教育を含む)」を加え、「持ちうる」を「持ち得る」に改める。

第五条第一項中「高等学校の校長」の下に「(中等教育学校の後期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする)」を加え、「こえない」を「超えない」に改める。

(へき地教育振興法の一部改正)

第二十八条 へき地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「へき地学校」を「へき地学校」に改め、「中学校」の下に「並びに中等教育学校の前期課程」を加える。

第四条第一項中「へき地」を「へき地に」、左に」を「次に」に改め、同項第二号中「へき地

学校」を「へき地学校」に改め、同項に次の一号を加える。

四 その設置するへき地学校に關し、前条各号に掲げる事務を行うこと。

第六条第一項中「市町村」を「へき地学校の設置者」に改め、「第三条各号」の下に「又は第四条第一項第四号」を加える。

(義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する臨時措置法の一部改正)

第二十九条 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する臨時措置法(昭和二十九年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「中学校」の下に「中等教育学校の前期課程」を加え、「ろう学校」を「聾学校」に改め、同条第二項中「教頭」の下に「中等教育学校の前期課程又は」を加え、「ろう学校又は」を「聾学校若しくは」に、「小学部又は」を「小学部若しくは」に改め、「あつては」の下に「当該課程の属する中等教育学校又は」を加える。

(学校給食法の一部改正)

第三十条 学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「中学校」の下に「中等教育学校の前期課程」を加える。

第七条第二項中「又は中学校」を「中学校又は中等教育学校」に、「一」を「いずれかに」に改める。

(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に關する法律の一部改正)

第三十一条 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に關する法律(昭和三十年法律第百二十五号)の一部を次のように改める。

第二条第一項中「高等学校」の下に「中等教育学校」を加える。

(就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励に關する法律の一部改正)

第三十二条 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励に關する法律(昭和三十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行なう」を「行う」に、「中学校」の下に「並びに中等教育学校の前期課程」を加える。

(夜間課程を置く高等学校における学校給食に關する法律の一部改正)

第三十三条 夜間課程を置く高等学校における学校給食に關する法律(昭和三十一年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「高等学校」の下に「(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)」を加える。

第三十四条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に關する法律(昭和三十一年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「中学校」の下に「中等教育学校」を加える。

(農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に從事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に關する法律の一部改正)

第三十五条 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に從事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に關する法律(昭和三十一年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「この法律は、高等学校」の下に「(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)」を加える。

第三十六条 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「中学校」の下に「中等教育学校の前期課程」を加え、「一」を「いずれかに」に改める。

(義務教育諸学校の教科用圖書の無償措置に關する法律の一部改正)

第三十七条 義務教育諸学校の教科用圖書の無償措置に關する法律(昭和三十一年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「中学校」の下に「中等教育学校の前期課程」を加え、同条第二項中「第四十条」の下に「第五十一条の九第一項」を加える。

第十三条第四項中「前三項」を「前各項」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 公立の中学校で学校教育法第五十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用圖書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用圖書の採択を行うものとする。

第十五条第四項及び第十六条第三項中「第十三条第四項」を「第十三条第三項及び第五項」に改める。

(著作権法の一部改正)

第三十八条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「又は高等学校」を「高等学校又は中等教育学校」に改め、同条第四項中「高等学校」の下に「(中等教育学校の後期課程を含む。)」を加える。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第三十九条 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「高等学校」の下に「中等教育学校」を加える。

(学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に關する特別措置法の一部改正)

第四十条 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和四十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「中学校」の下に、「中等教育学校の前期課程」を加える。

(私立学校振興助成法の一部改正)

第四十一条 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第九条中「高等学校」の下に、「中等教育学校」を加える。

(日本育英会法の一部改正)

第四十二条 日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「高等学校」の下に、「中等教育学校」を加える。

附則第六条第一項及び第二項に後段として次のように加える。

この場合において、旧法第十六条ノ四第二項中「高等学校」とあるのは、「高等学校、中等教育学校」とする。

(日本体育・学校健康センター法の一部改正)

第四十三条 日本体育・学校健康センター法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第二号中「中学校」の下に、「中等教育学校の前期課程」を加え、同条第二項中「高等学校」の下に、「中等教育学校の後期課程及び」を加える。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四十四条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律(平成五年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。

附則第三項中「小中学校教職員定数」を「小中学校等教職員定数」に、「及び中学校」の下に、並びに中等教育学校の前期課程」を加える。

附則第四項中「公立の高等学校」の下に、「(中等教育学校の後期課程を含む)」を、「当該高等学校」の下に、「中等教育学校」を加える。

附則第五項中「高等学校教職員定数」を「高等学校等教職員定数」に改め、「公立の高等学校」の下に、「中等教育学校の後期課程」を加える。

(日本育英会法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十五条 日本育英会法の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項に後段として次のように加える。

この場合において、改正前の日本育英会法第二十四条中「高等学校」とあるのは、「高等学校、中等教育学校」とする。

(食品衛生法の一部改正)

第四十六条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の十七第四項第四号中「高等学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加える。

(保健婦助産婦看護婦法の一部改正)

第四十七条 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「左の」を「次の」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「高等学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加える。

(道路運送車両法の一部改正)

第四十八条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五十一条中「左の」を「次の」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「以下単に「高等学校」という。」を「又は中等教育学校」に改める。

(小型船舶営業法の一部改正)

第四十九条 小型船舶営業法(昭和四十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「以下同じ。」の下に「又は中等教育学校」を加え、同条第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「高等学校」の下に「又は中等教育学校」を加える。

(電波法の一部改正)

第五十条 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号ハ中「高等学校」の下に「又は中等教育学校」を加える。

(職業能力開発促進法の一部改正)

第五十一条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第九十九条第二項中「又は高等学校」を「高等学校又は中等教育学校」に改める。

(勤労青少年福祉法の一部改正)

第五十二条 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「高等学校」の下に「(中等教育学校の後期課程を含む)」を加える。

(作業環境測定法の一部改正)

第五十三条 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「高等学校」の下に「又は中等教育学校」を加える。

(建設業法の一部改正)

第五十四条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号イ中「以下同じ。」を削り、「卒業した後五年」を「若しくは中等教育学校を卒業した後五年」に改める。

(建築士法の一部改正)

第五十五条 建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

(地方自治法の一部改正)

第五十六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二号(二)及び(五)中「高等学校」の下に「中等教育学校」を加え、同号(三)中「基く」を「基づく」に、「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。

別表第四第三号(五)の(三)中「基く」を「基づく」に、「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。

(消防法の一部改正)

第五十七条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条の八第四項第一号中「又は高等学校」を「高等学校又は中等教育学校」に改める。

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第五十八条 公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十第三号中「規定する高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程」を加える。

(辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の一部改正)

第五十九条 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「次の各号」を「次に」に改め、同項第三号中「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第六十条 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号中「中学校」の下に「(中等教育学校の前期課程を含む)」を加える。

理由
学校教育制度の多様化・弾力化を推進するた

め、中高一貫教育を実施することを目的とする中等教育学校の制度を設け、その教職員定数、教職員給与及び施設費の負担並びに教員の免許等について所要の措置を講ずるとともに、同一の設置者が設置する中学校及び高等学校において中等教育学校に準じて中高一貫教育を行うことができるようにし、あわせて、専修学校の専門課程のうち文部大臣の定める基準を満たすものを修了した者が大学に編入学できる制度及び大学の学生以外の者として大学において単位を修得した者がその大学に入学する場合に相当期間を修業年限に通算することができる制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年六月四日印刷

平成十年六月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D